

(仮称) 北区環境基本計画 2023

骨子案

令和 4 (2022 年) 2 月

(仮称) 北区環境基本計画 2023 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景・目的	2
2. 計画の期間	3
3. 計画の範囲	3
4. 計画の位置づけ	4
第2章 計画策定の方向性	5
1. 環境をめぐる社会の動き	6
2. 北区の地域特性	13
3. 前計画の検証	19
4. 計画策定に向けた視点	21
第3章 目標とする環境像	23
1. 目標とする環境像	24
2. 10年後の将来イメージ	25
第4章 目標達成のための取組み	31
施策体系	32
基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち	35
(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進	36
(2) 気候変動適応策の推進	48
基本目標2 安全・安心、快適に暮らせるまち	54
(3) 安全・安心な生活環境の確保	55
(4) 快適なまちづくりの推進	58
基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち	60
(5) 資源循環型システムの構築	61
(6) ごみの適正処理の推進	64
基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち	66
(7) 豊かな緑・水辺の保全	67
(8) 質の高い緑の創出と活用	70
基本目標5 環境活動の楽しさを未来に伝えるまち	74
(9) 環境に配慮した行動の実践	75
(10) 環境教育・環境学習の推進	79
(11) パートナーシップによる環境活動の推進	82

(以下、予定)

第5章 重点プロジェクト.....

第6章 計画の進行管理.....

- 1. 進行管理
- 2. 推進体制

資料編

- 1. 計画改定の経過.....
- 2. 区民・事業者意識意向調査の実施結果.....
- 3. 前計画の進捗評価
- 4. 温室効果ガス排出量の算定方法
- 5. 北区の気候変動による影響の予測
- 6. パブリックコメントの実施結果
- 7. 北区環境基本条例
- 8. 北区環境審議会規則
- 9. 用語集

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

2 計画の期間

3 計画の範囲

4 計画の位置づけ

計画策定の背景 ～気候危機に立ち向かう 脱炭素社会の実現に向けて～

北区では、区民、事業者及び区それぞれが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷低減に努め、すべての息づくものが共生できる環境の実現を目指し、東京都北区環境基本条例を平成 18（2006）年 3 月に施行しました。

平成 17（2005）年 6 月に同条例の基本理念実現のため「北区環境基本計画」を策定し、策定 10 年後となる平成 27（2015）年 1 月には、計画に基づく施策の評価を行うとともに、北区をとりまく環境の変化を踏まえて計画内容を見直し、「北区環境基本計画 2015」（以下「前計画」という。）として策定し、環境政策を推進してきました。

前計画の策定から 6 年が経過し、その間、国際的な地球温暖化対策の枠組となる「パリ協定」や国連サミットでの「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択等、地球環境をめぐる社会情勢には大きな変化が生じており、国内外において脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

気候危機時代において持続可能な社会を未来の世代に引き継いでいくため、区としてもこれら環境政策に関する動きや経済・社会の状況の変化に対応する必要があることから、このたび、「（仮称）北区環境基本計画 2023」を策定しました。

◆北区環境基本計画の改定状況

第 1 期	北区快適環境創造プラン（平成 7 年 3 月） 望ましい環境像：いのちあふれるまち 個別目標：①いのち・生態系の回復 ②青い地球を残すために ③環境改善の仕組みづくり
第 2 期	北区環境基本計画（平成 17 年 6 月） 望ましい環境像：いのちあふれるまち 基本目標：①一人ひとりが“環境行動の主演” ②みんながつくる“清々しいまち” ③みんなでまもる“青い地球”
第 3 期	北区環境基本計画 2015（平成 27 年 1 月） 望ましい環境像：自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～ 基本目標：①北区の環境を育みきずなづくり ②安全・安心な区民生活環境の確保 ③みんな目指す低炭素・循環型の北区 ④区民と自然が共生できる仕組みづくり

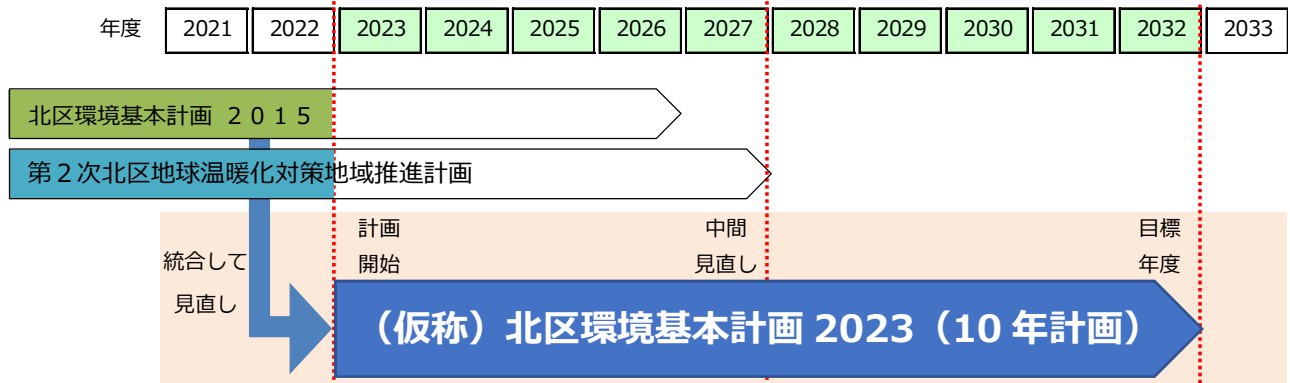
計画策定の目的

「（仮称）北区環境基本計画 2023」（以下「本計画」という。）は、環境基本法第 7 条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

本計画は区民、事業者及び区のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。また、2050 年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、資源循環への対応などの新たな環境課題に対応した計画とするとともに、少子高齢社会や新型コロナウイルスの感染拡大下における新たな生活様式など、社会情勢の変化に対応した計画とします。

2 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度を初年度とし、令和14（2032）年度を目標年度とします。
 令和9（2027）年度には、本区を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などを
 勘案し、中間の見直しを行うものとします。

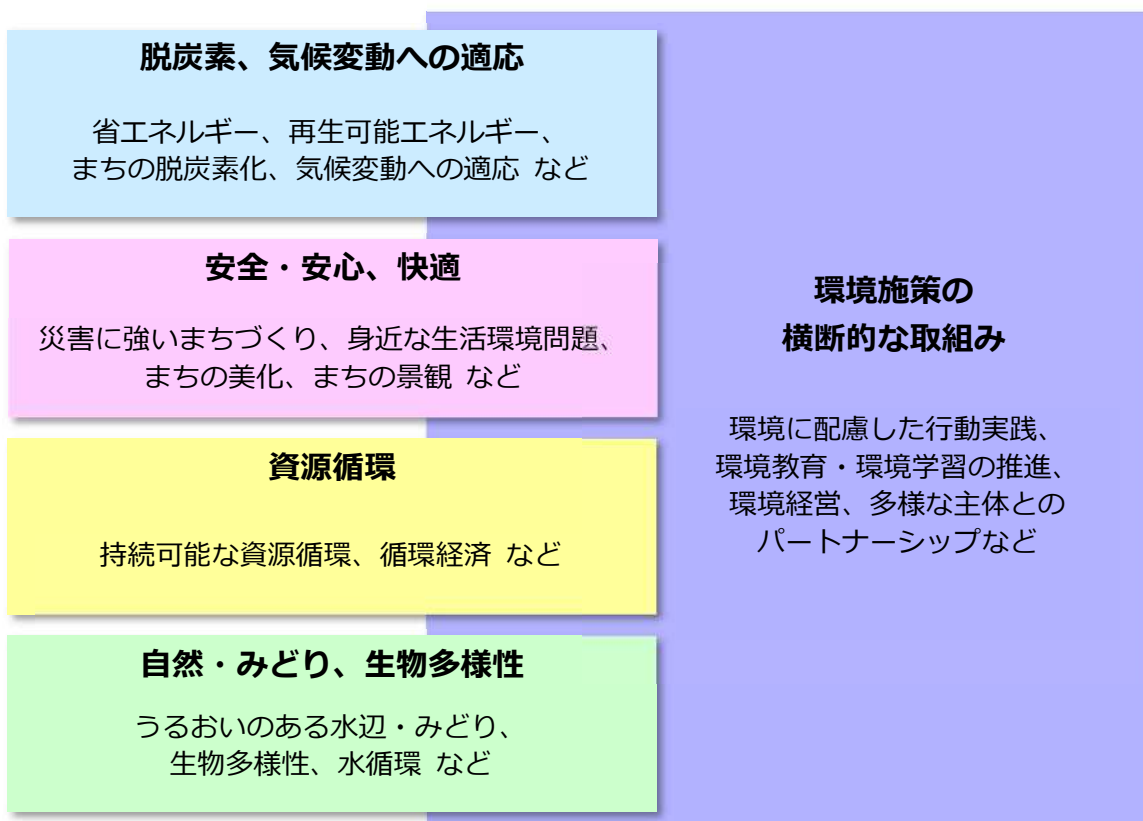


3 計画の範囲

本計画の範囲は、地域から地球規模の環境を幅広い視点でとらえ、北区の環境を取り巻く背景
 の変化や国・東京都の動向を考慮し、次の事項を取り扱うこととします。

対象とする地域は北区全域とし、広域的な取組みが必要なものについては、国や東京都、他の
 地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

◆（仮称）北区環境基本計画2023の対象範囲



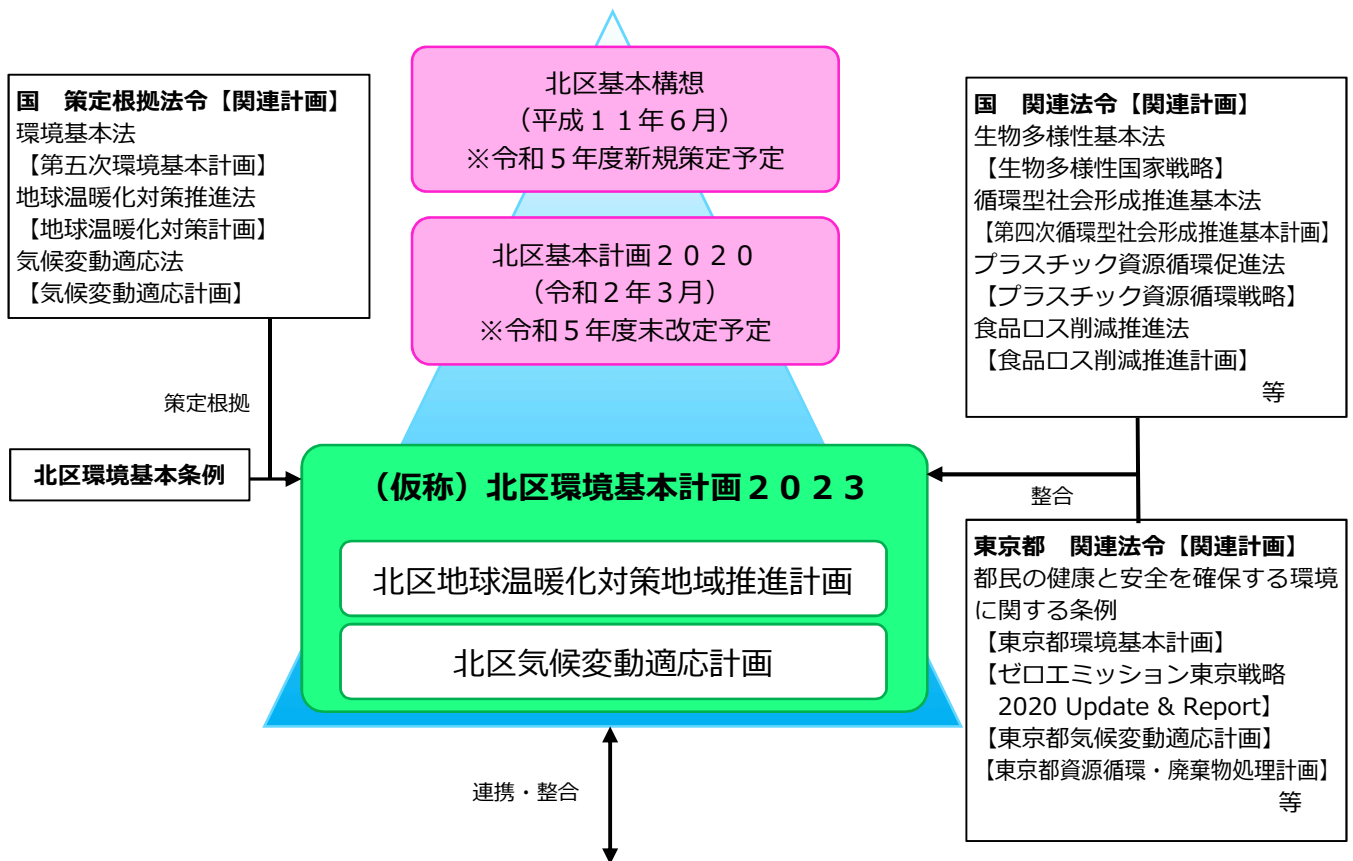
4

計画の位置づけ

本計画は、最上位計画である「北区基本構想」に掲げる将来都市像を環境面から実現するための、北区の環境行政の最も基礎となる計画です。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（現行計画は「第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」）のほか、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含した計画とします。

◆（仮称）北区環境基本計画 2023 の位置づけ



北区 主な関連計画	
<p>【脱炭素、気候変動への適応】</p> <p>（仮称）北区役所ゼロカーボン実行計画※ <small>※地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）</small></p> <p>北区大規模水害避難行動支援計画 北区国土強靱化地域計画 北区ヘルシータウン 2 1（第二次）後期 5 か年計画</p>	<p>【安全・安心、快適】</p> <p>北区地域防災計画 北区都市計画マスタープラン 2020 北区住宅マスタープラン 2020 北区景観づくり計画 北区新庁舎建設基本計画</p>
<p>【資源循環】</p> <p>北区一般廃棄物処理基本計画 2020 北区食品ロス削減推進計画</p>	<p>【環境施策の横断的な取組み】</p> <p>北区教育ビジョン 2020 北区産業活性化ビジョン 2018</p>
<p>【自然・みどり、生物多様性】</p> <p>北区緑の基本計画 2020 北区公園総合整備構想</p>	等

第2章 計画策定の方向性

- 1 環境をめぐる社会の動き
- 2 北区の地域特性
- 3 前計画の検証
- 4 計画策定に向けた視点

1

環境をめぐる社会の動き

1-1 環境政策全般

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

平成27（2015）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの多様な主体が連携して行動することが求められています。

また、SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

◆持続可能な開発目標（SDGs）



出典：国際連合広報センターウェブサイト

第五次環境基本計画

平成30(2018)年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、環境政策の具体的な展開では、6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

地域循環共生圏（ローカルSDGsの実践）

人口減少時代に入り、高齢化や過疎化が進む地方ですが、一方で自然の恵みの宝庫です。その恵みを環境に配慮された持続可能な形で、エネルギー・食糧・観光資源として活用できれば地方を元気にすることができます。

また、地方は都市に依存していると思われがちですが、実は、都市が地方に依存しており、地方の自然の恵みが生み出す多くのエネルギー・水・食糧、そして人材も地方から都市にもたらされています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と地方の広域的なネットワーク(自然的なつながり、人・資金等の経済的なつながり)を構築し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践(ローカルSDGs)を目指すものです。

◆地域循環共生圏の概念図



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

1-2 気候変動対策 (要更新)

パリ協定

平成27(2015)年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、令和2年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成28(2016)年11月に発効し、令和2(2020)年に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)にすること」などを決定しました。

これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組みを実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

IPCC 1.5℃特別報告書

気候変動枠組条約は IPCC (気候変動に関する政府間パネル) に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請し、IPCC 第48回総会(2018年10月)において、「1.5℃特別報告書」が承認・受諾されました。

同報告書では、世界の平均気温が2017年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の割合で増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

1.5℃報告書では、さらに将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ(交通と建物を含む)及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行(transitions)が必要であることが示されています。

◆1.5℃と2℃の地球温暖化に関する主な予測の比較

	1.5℃の地球温暖化に関する予測	2℃の地球温暖化に関する予測
極端な気温	・中緯度域の極端に暑い日が約3℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約4.5℃昇温する。(H)	・中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する。(H)
強い降水現象	・世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度及び/または量が増加する。(H) ・いくつかの北半球の高緯度地域及び/または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方がリスクが高くなる。(M)	
森林火災	・2℃に比べて1.5℃の地球温暖化においての方がリスクにおいて伴う影響が低い。(H)	
生物種の地理的範囲の喪失	・調査された105,000種のうち、昆虫の6%、植物の8%及び脊椎動物の4%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)	・調査された105,000種のうち、昆虫の18%、植物の16%及び脊椎動物の8%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)
漁獲量の損失	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約150万トン損失する。(M)	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約300万トン損失する。(M)
サンゴ礁の消失	・さらに70~90%が減少する。(H)	・99%以上が消失する。(VH)

※VH：確信度が非常に高い H：確信度が高い M：確信度が中程度

出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)

2050年カーボンニュートラル宣言

令和2（2020）年10月に、菅首相は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

ゼロカーボンシティ

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするされています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明（ゼロカーボンシティ）した地方公共団体が増えつつあり、北区は令和3（2021）年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

令和3（2021）年12月28日現在、514自治体（40都道府県、306市、14特別区、130町、24村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

◆カーボンニュートラルの概念

温室効果ガスの排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、「排出される温室効果ガスと吸収される温室効果ガスが同じ量である」という概念です。



北区ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

今私たちは、かつてないスピードで進む地球温暖化の影響により、「気候危機」と呼ぶべき極めて深刻な自然の猛威に直面しています。

北区は、四つの河川や南北に走る崖線といった地理的特徴を有し、水と緑のうおいあふれるまちです。元気環境共生都市宣言を平成17年に行い、誰もが豊かで健康に暮らし続けることのできるまちを目指して、区民とともに環境問題に積極的に取り組んでいます。しかし、これからはより一層、誰もが気候危機の現状を我が事として受け止め、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、温暖化の進行にブレーキをかける行動を起こしていく必要があります。

そこで北区は、強い危機感・決意のもと、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、ここに脱炭素社会への移行に全力で取り組むことを宣言します。

2050年は遠い未来ではありません。今を生きる私たちのみならず、これからを生きる、これから生まれてくる子どもたちのために、区民や地域、事業者の皆さまと一体となり、「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつないでまいります。

令和3年6月24日

東京都北区

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

「地球温暖化対策の推進に関する法律」については、令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現に向け、改正された法律が令和4（2022）年度4月に施行されました。

今回の改正では、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改めたほか、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。

さらに、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続可能な発展に資する取組みを市町村が率先して進める努力目標も課しています。

気候変動への適応に向けた法整備、計画策定等

地球温暖化に伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に世界中で異常気象による甚大な被害が報告されています。近年、日本においても各地で強い台風や集中豪雨などによる災害が頻繁に発生しています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、平成30（2018）年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野（「農業・森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

「気候変動×防災」戦略

想定を超える気象災害が各地で頻発し、気候変動はもはや「気候危機」と言える状況の中、こうした時代の災害に対応するためには、気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要であるとして、SDGsの成長も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略（気候危機時代の「気候変動×防災」戦略）が、内閣府（防災担当）と環境省による共同メッセージとして、令和2年6月に公表されました。

あらゆる分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にすることが必要



出典：内閣府・環境省報道発表資料（令和2年6月30日）

1-3 資源循環対策 (要更新)

第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30(2018)年6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取組みを推進することとしています。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4(2022)年4月に施行されました。

令和元(2019)年には、ワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では平成30(2018)年度に、約600万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元(2019)年に制定、施行されました。同法第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

また、食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSSプロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取組みが実施されています。

1-4 東京都の動き (要更新)

東京都環境基本計画

平成28(2016)年に策定された「東京都環境基本計画」では、「スマートエネルギー都市の実現」「3R・適正処理の促進と『持続可能な資源利用』の推進」「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」「快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保」「環境施策の横断的・総合的な取組」を政策の柱とする各種の取組みを推進しています。

令和3(2021)年7月現在、『「サステナブル・リカバリー(持続可能な回復)」により、「ゼロエミッション東京」を実現し、50年、100年先も、自然との共生や質の高い大気環境など、豊かさにあふれる持続可能な都市をつくる』ため、東京都の環境施策を大胆に加速する新たな環境基本計画の策定に着手し、令和4(2022)年夏頃の策定を予定しています。

ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

パリ協定を踏まえ、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年までに「ゼロエミッション東京」を実現するための脱炭素戦略として、「ゼロエミッション東京戦略」が令和元(2019)年に策定されました。

令和2(2020)年10月の国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、令和3(2021)年1月に、東京都は令和12(2030)年までに温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。

カーボンハーフの表明を受け、温室効果ガス削減目標を引き上げ、政策強化などを盛り込んだ見直し計画として、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」が令和3(2021)年3月に策定されました。

- 世界が脱炭素で持続可能な社会に向けて急速に歩みを速める中、都も大都市の責務として、コロナ禍からの持続可能な回復「サステナブル・リカバリー」の視点に立ち、一層深刻化する気候危機に立ち向かう行動を加速する必要(「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」"Climate Emergency Declaration: TIME TO ACT")
 - 「2050年CO₂排出実質ゼロ」の実現に向けて**2030年までの10年間で極めて重要**。世界もIPCC「1.5℃特別報告書」への整合を図っている
- 都は行動の加速を後押しするマイルストーンとして、2030年までに温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」を表明するとともに、新たに**2030年に向けた社会変革のビジョン「カーボンハーフスタイル」**を提起

行動の加速を後押しする2030年目標の強化【5目標】

	(限行目標)	
都内温室効果ガス排出量(2000年比)	30%削減	⇒ 50%削減
都内エネルギー消費量(2000年比)	38%削減	⇒ 50%削減
再生可能エネルギーによる電力利用割合	30%程度	⇒ 50%程度
都内乗用車新車販売	⇒ 100%非ガソリン化	
都内二輪車新車販売	⇒ 100%非ガソリン化(2035年まで)	

※ 温室効果ガス排出量の目標と施策のあり方については、今後、東京都環境審議会において検討を進めていく予定

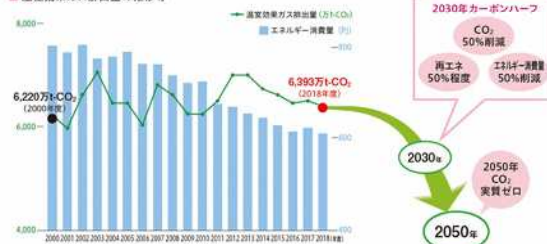
2030・カーボンハーフスタイル

- ✓ 2030年の姿は、2050年の社会を実質的に規定
- ✓ 2030年に温室効果ガス排出量が半分になっているという目標に留まらず、脱炭素化に向けた社会基盤を確立する必要

2030年の社会システム全体を、カーボンハーフに相応しい持続可能なものへと再構築・再設計することを目指す
「2030・カーボンハーフスタイル」を提起



温室効果ガス排出量の推移等



【参考】戦略の主なポイント

【ゼロエミッション東京戦略(2019.12)のポイント】

- ・ 気候危機の認識と**2050年ゼロ**というビジョンを共有し、行動を開始
- ・ 分野毎の2050年ゴール、2030年目標、具体的な政策展開の提示 等

【アップデート版(2021.3)のポイント】

- ・ **2030年の変革の姿(カーボンハーフスタイル)**を共有し、行動を加速
- ・ 分野毎にロードマップをアップデートし、「**2030年の社会変革のビジョン**」や、その実現に必要な「**政策のアプローチ**」等を提示

東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都の廃棄物行政の基本的な方向を示す計画として、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げた、新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が令和3（2021）年9月に改正されました。

カーボンハーフの表明などを踏まえ、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環的利用の更なる促進、健全で信頼される静脈ビジネスの発展などが盛り込まれています。

2 北区の地域特性 （要更新）

2-1 自然条件

位置・地形

北区は東京都の北部に位置し、荒川をはさんで埼玉県と接し、隅田川をはさんで足立区に接しています。区域は東西に約2.9km、南北に約9.3kmと南北に細長い形状で、面積は20.61km²となっています。

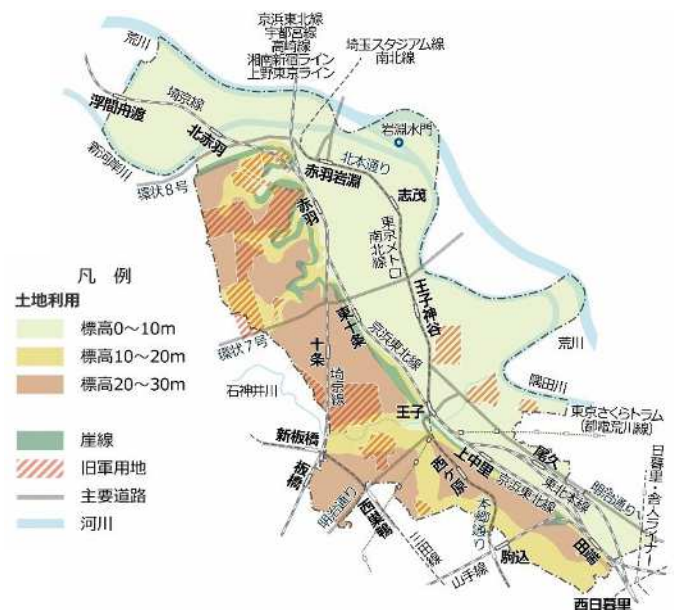
北区の地形は、JR 京浜東北線を境に、西側の山手台地と東側の下町低地に分けられます。台地部は水はけのよい関東ローム層が堆積し、低地部は荒川の土砂が堆積した沖積低地となっています。

水系については、荒川、新河岸川、隅田川、石神井川が流れています。台地と低地の崖線を中心に13の湧水地点があります。

◆北区の地勢



北区の位置（北区勢要覧抜粋）



出典：北区都市計画マスタープラン 2020（令和2年）

みどり、生物

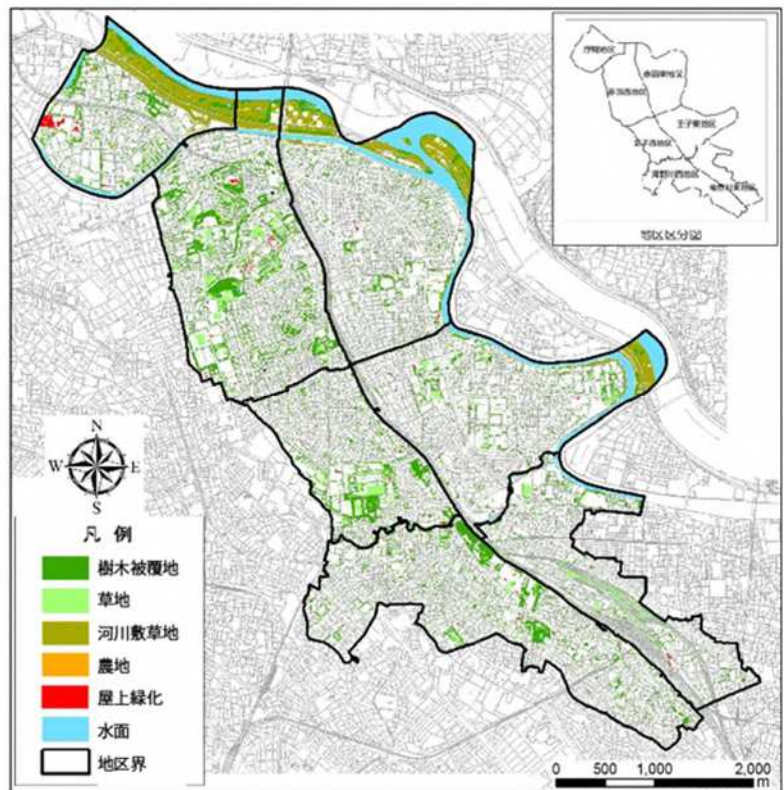
公園・緑地は、合計201ヶ所、総面積1,053,938㎡が整備されています。桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園100選に選ばれた音無親水公園、荒川緑地一帯をはじめとする貴重な緑や水辺があり、みどりとうるおいの街並みを形成し、憩いの場となっています。

令和3（2021）年時点における区民一人当たりの公園面積は、2.92㎡と区部平均の4.31㎡を下回っています。また、平成30（2018）年に実施した緑被調査結果によれば、区の緑被面積は379.51ha、緑被率は18.43%となっています。

北区では、区内に残された貴重な自然環境を把握する目的で、平成17(2005)年度から19(2007)年度にかけ、植物、昆虫、野鳥、小動物の生物調査を実施し、ガイドブックを作成しました。

また、公園内の野鳥調査を毎月実施しているほか、河川の生物生息調査を毎年度実施しています。令和2（2020）年度の調査では、30種の魚類を確認し、東京都レッドデータリスト記載種は8種類、環境省レッドリスト記載種は5種類、外来種は4種類確認しました。

◆緑被の状況（平成30年現在）



出典：平成30年度 北区みどりの実態調査報告書

2-2 社会条件

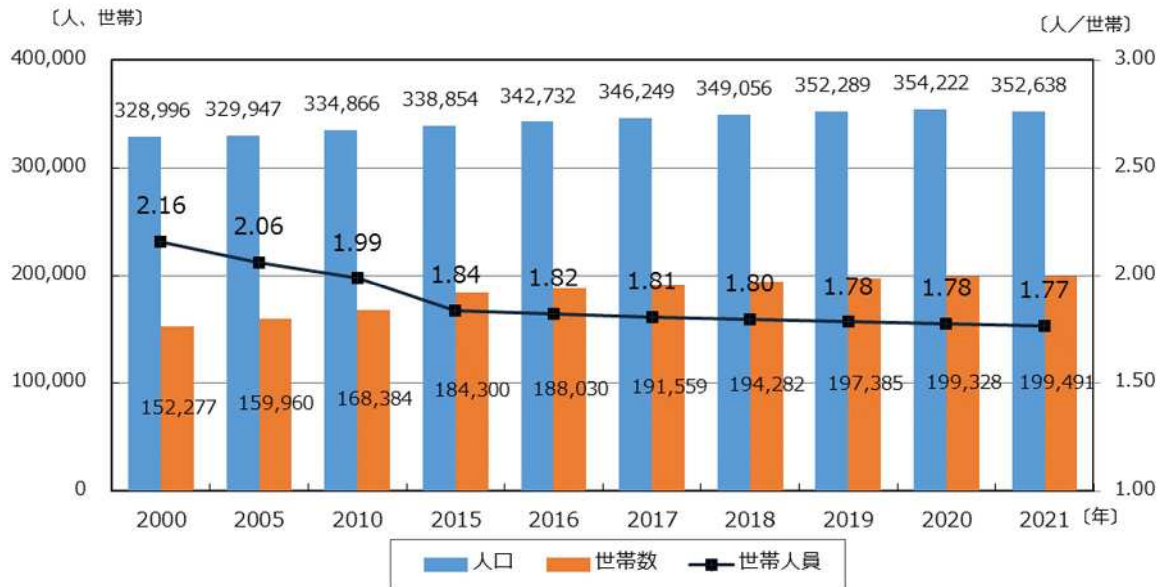
人口・世帯

人口、世帯数は、令和3（2021）年4月1日現在、352,638人、199,491世帯となっています。人口は、社会増を中心に増加傾向にあります。令和18（2036）年をピークに減少に転じると推計されています。

世帯数も増加傾向にあり、世帯人員は、平成12（2000）年の2.16人から令和3（2021）年には1.77人へと減少しています。

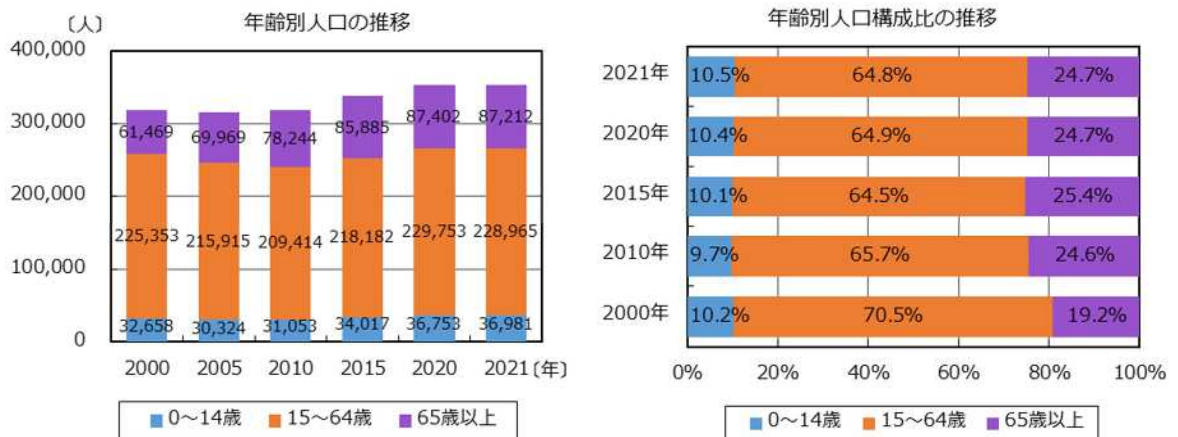
年齢別の人口は、年少人口が横ばい傾向、生産年齢人口が減少傾向、高齢者人口が微増傾向で推移しています。令和3（2021）年における年齢別人口構成比は、東京都全体の構成比と比較すると年少人口割合がやや少なく、高齢者人口割合がやや多くなっています。

◆人口・世帯、世帯人員の推移



出典：北区 世帯人口の増減表

◆年齢別人口の推移



出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（東京都）

◆人口の将来推計※



※令和3年の総人口数は1月1日時点

出典：北区人口推計調査報告書（令和3年10月）

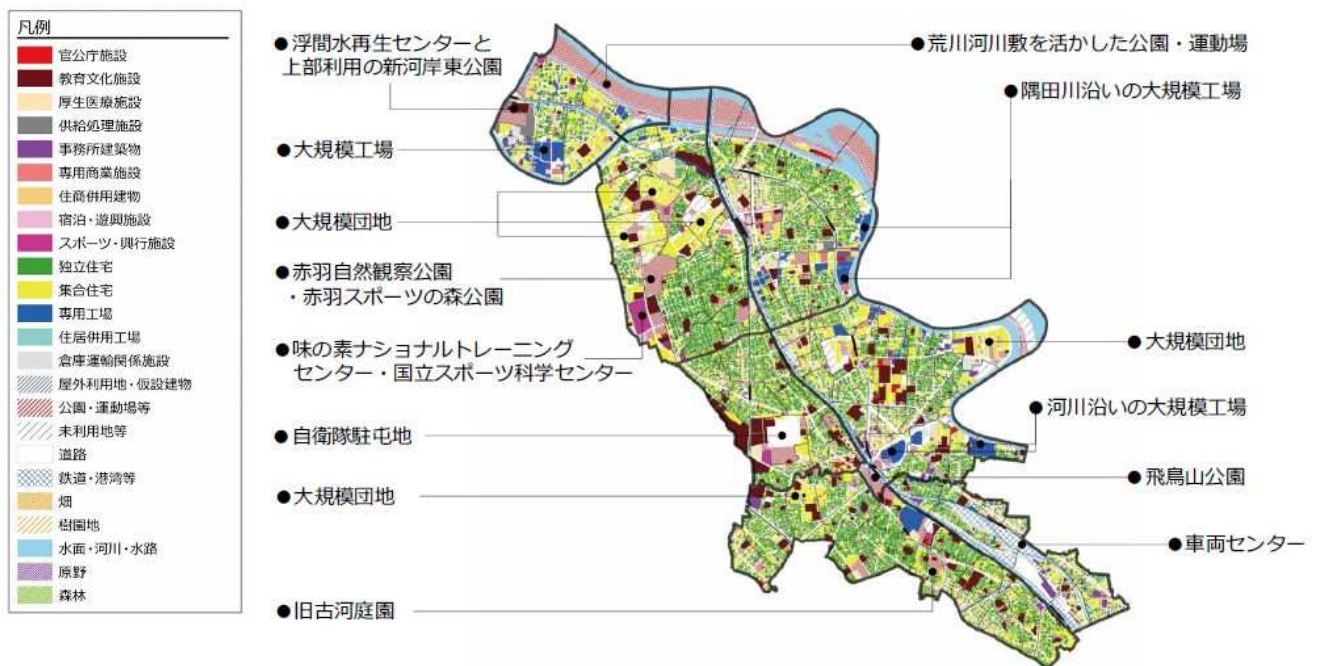
土地利用・市街地構造

平成29（2017）年時点における北区全域の土地利用割合は、住宅用地が30%以上を占めており、商業用地は約7%、工業用地は約5%を占めています。緑被地や水面の割合を示すみどり率は約26%となっています。

また、区の全域が都市計画区域となっており、住居系用途が約50%、商業系用途及び工業系用途がそれぞれ約20%となっています。

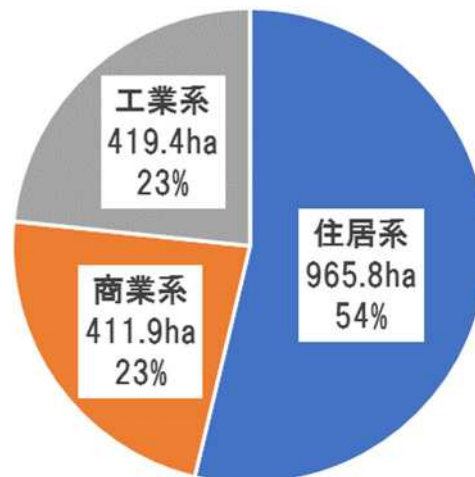
北区の市街地は、赤羽、王子、田端などの鉄道駅を中心に業務・商業系の市街地、台地部が住居系の市街地、低地部が住・商・工が複合した市街地、河川沿いが住・工が複合した市街地構造となっています。

◆北区土地利用現況図（平成29年現在）



出典：北区都市計画マスタープラン 2020（令和2年）

◆用途地域の割合（令和2年現在）



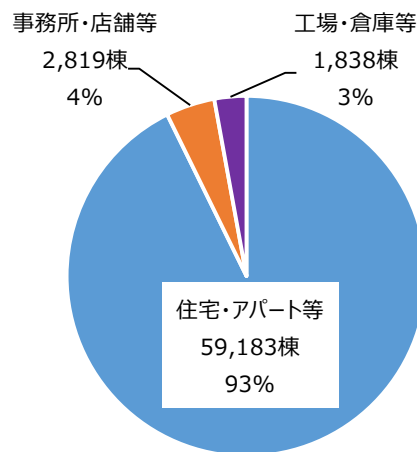
出典：北区行政資料集（令和3年）

建築物・住宅

令和2（2020）年における北区の建物棟数は63,840棟となっており、約93%を戸建て住宅・アパート・マンションなどの住居系の建物となっています。

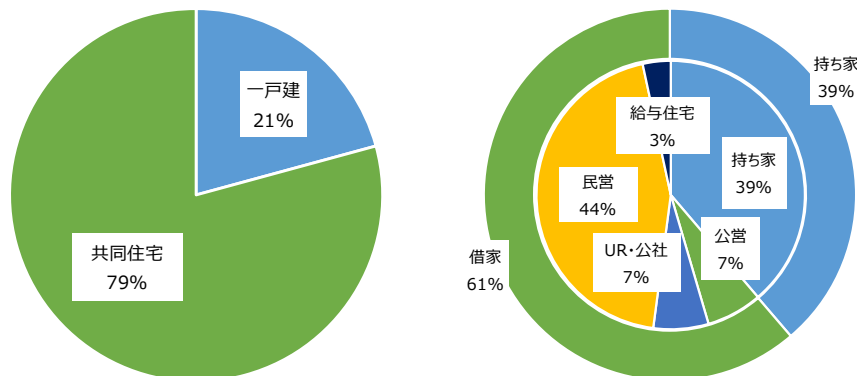
さらに、平成30（2018）年現在における住宅の建て方を見ると、一戸建てが21%、アパート・マンション等の共同住宅が79%となっています。さらに住宅の所有状況では、持ち家が39%、借家が61%となっています。

◆建物棟数（令和2年現在）



出典：東京都統計年鑑（東京都）

◆住宅の建て方、所有状況（平成30年現在）



出典：住宅・土地統計調査（総務省）

交通

鉄道は、西側台地と東側低地との境界線上、区のほぼ中央を南北にJR京浜東北線、東北本線が通り、ほぼ沿った形で東北・上越・北陸新幹線が通過しています。その西側を埼京線、概ね東側を東京メトロ南北線が通っています。

道路は、首都高速道路王子線をはじめ、中山道、北本通り、明治通り、環状7号線・8号線など、東京都区部における重要な道路が通っています。

また、路線バスとして、都営バス、国際興業バス、関東バス、東武バスが運行しているほか、地域公共交通として、北区のコミュニティバス「Kバス」が運行しています。

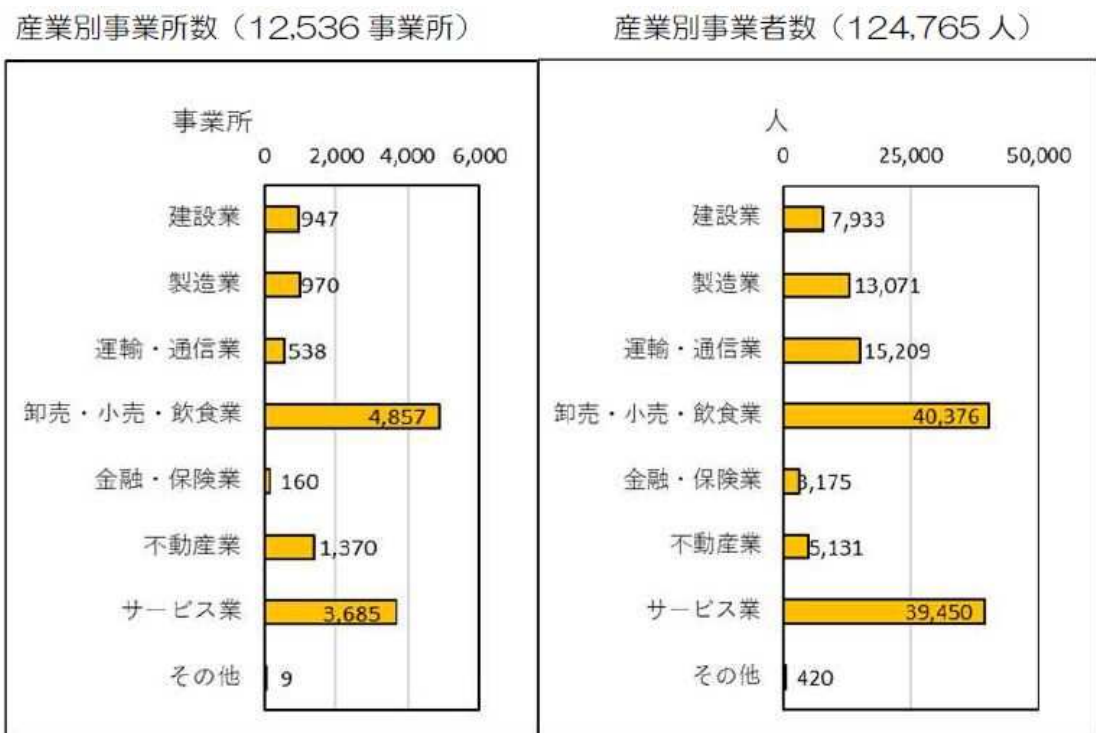
産業

産業別事業所及び従業者数

産業別事業所数及び従業者数は、平成 28（2016）年時点で、第一次産業が 3 件、16 人、第二次産業が 1,917 件、21,004 人、第三次産業が 10,616 件、103,745 人となっており、第三次産業の比率が高くなっています。

事業所数、従業者数とも、多少の増減はあるものの減少傾向で推移しています。

◆産業別事業所数・事業者数（平成 28 年現在）



出典：平成 28 年 経済センサス調査-活動調査

商業

卸売・小売業について、平成 24（2012）年以降、商店数は微減、従業者数は増加傾向で推移し、平成 28（2016）年時点で 2,299 件、従業員数 18,885 人となっています。

年間商品販売額も平成 24（2012）年以降は増加傾向にあり、平成 28（2016）年時点では、約 10,239 億円となっています。

工業

平成 30（2018）年時点で事業所数が 224 件、従業員数は 8,539 人、製造品出荷額は 1,752 億円となっています。

事業所数、製造品出荷額等は減少傾向で推移していますが、従業者数は微増しています。

平成 29 年（2017 年）の事業所数の内訳は、印刷・同関連業が全体の 31.3%と最も多く、次いで金属製品製造業が 8.5%、その他の製造業が 8.5%となっています。

3

前計画の検証

前計画で示されている基本目標が達成され、望ましい環境像「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」の実現へとつながっているかどうか、成果指標の達成状況及び区民アンケート調査における「環境の満足度」の増減をもとに、総合的な評価を実施しました（詳細は資料編「2. 区民・事業者意識意向調査の実施結果」及び「3. 前計画の進捗評価」を参照）。

基本目標ごとの検証結果の概要は、次のとおりです。

◆前計画の進捗状況と見直し課題

- 計画期間内で新たに実施または実績が向上した施策
- 未実施または実績が低下した施策

<p>【基本目標1】北区的环境を育むきずなづくり (施策の柱) ① 環境保全・創造のための人・地域づくり ② 環境経営の促進 ③ 環境に関する情報共有の仕組みづくり</p>	
<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育の推進、自然観察会の開催、北区環境大学をはじめとする環境人材づくり等の取組みを実施 ○区民の参加を前提とする成果指標（講座の開催数や参加者数等）の多くが計画当初の目標を上回って達成 ●優れた取組みに対する表彰制度や環境経営に関するセミナーなど、一部の施策について未実施あるいは終了 ●区民の環境活動についての施策に対する重要度の認識が低い 	<p>見直し課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法の検討 ◆区民等が参加したくなる講座及びイベントの企画、実施
<p>【基本目標2】安全・安心な区民生活環境の確保 (施策の柱) ① 身近な環境問題に関する取組み ② 包括的な化学物質対策 ③ 広域的な環境問題の解決に向けた取組み</p>	
<p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取組みを実施 ○大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類とも環境基準をほぼ達成 ○「静けさ」「空気のきれいさ」「水辺のきれいさ」といった、身近な生活環境に対する区民の満足度が概ね上昇 ●「地域内の清潔さ」に対する区民の満足度が減少 	<p>見直し課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域内の環境美化について、対策の改善・強化

<p>【基本目標3】みんなで目指す低炭素・循環型の北区</p> <p>(施策の柱) ① 積極的な参加が期待されるエネルギー対策 ② 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入 ③ 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○省エネ行動の周知・啓発活動、新エネ・省エネ機器等の導入支援、3R行動の周知、区有施設における新エネ・省エネ設備の導入などの取組みを実施</p> <p>○新エネ・省エネ機器等の導入助成件数をはじめとする、成果指標の多くが計画当初の目標を上回って達成</p> <p>○地球温暖化対策に関する区の取組みに対する区民の満足度が上昇</p> <p>●区域から排出される温室効果ガス排出量は、基準年である平成25(2013)年の127.2万t-CO₂から平成30(2018)年は122.9万t-CO₂と減少したが、削減率は約3.4%にとどまっている。 なお、温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量については同年比で6.4%の削減となっている。</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、新たな地球温暖化対策、ごみの減量・資源循環対策の充実・強化</p> <p>◆区の特性を踏まえた気候変動適応策の充実・強化</p>
<p>【基本目標4】区民と自然が共生できる仕組みづくり</p> <p>(施策の柱) ① 生物多様性の重要性に対する理解の促進 ② 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり ③ 環境保全上健全な水循環の回復</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○生物多様性の保全に向けた調査の実施、生物保全対策、公園・緑地などの整備、まちなか緑化などの取組みを実施</p> <p>○自然に関する環境学習講座や河川生物生息調査の実施など、成果指標については、概ね当初計画の目標を達成</p> <p>○生きものの豊かさ、自然の豊かさ、みどりの豊かさなど、全ての項目で区民の満足度が向上</p> <p>●緑被率に関して若干の低下。</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆生物多様性の保全を含めた、みどりの「質」を高めていくための対策の充実・強化</p> <p>◆「保全」だけでなく、みどりのさらなる「活用」の検討</p>

4 計画策定に向けた視点

環境をめぐる社会の動きや北区の地域特性、前計画からの見直し課題などを踏まえて、以下に示す視点のもとで、本計画の策定を行いました。

気候変動への適応と持続可能でレジリエントなまちづくり

いつまでも安心して住み続けられるまちへ

誰もが健康で快適に暮らし、働くことができる安全・安心なまちづくりのためには、気候変動をはじめとする環境問題に迅速かつ的確に対応することが必要です。

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や東京都と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる「持続可能でレジリエント^{※1}なまちづくり」を実現する計画とします。

SDGs の考え方を取り入れた計画

環境・経済・社会の統合的解決

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、区の施策全体を環境面から支える計画とします。

環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを庁内及び区民や事業者等各主体と共有し、強化した連携体制のもとで計画の推進を図ります。

バックカスティング～目指す未来の姿から逆算して考える

現状から将来を予測するフォアカスティングの立場から客観的な分析を行いつつも、あるべき持続可能な社会を作ろうとする理想追求型・未来志向型のバックカスティングの考え方に基づいた計画とします。

あらゆる主体同士のパートナーシップの強化

北区が目標とする環境像の達成のためには、区民や事業者、区、国及び東京都、関係団体等さまざまな立場にあるあらゆる主体が、それぞれの役割を実践し、力を発揮することで、環境に貢献できる仕組みづくりが求められることから、各主体同士のパートナーシップの強化をより一層図るための計画とします。

地域循環共生社会（ローカル SDGs）の実現

SDGs を地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏」の考え方に基づき、北区の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、地方とのつながりを基盤とした、地域の活力が最大限発揮されるまちづくりを目指すための計画とします。

さらに、地域全体で SDGs 「環境・経済・社会の統合的課題解決」に取り組むことで、シックプライド^{※2}の醸成と「共創」による新しい地域価値の創造が行われ、誰もが暮らし続けたいと思えるまち、誰もが自分らしく活躍できるまちの実現へとつなげていくための計画とします。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた計画

脱炭素社会の実現に向けたロードマップ

パリ協定が定める「産業革命前からの世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」を可能な限り追及していくため、「2050カーボンニュートラル」を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組みを先導していきます。そのために、これまでの「低炭素」の考え方から「脱炭素」の考え方へシフトし、中長期的な視点から、二酸化炭素排出削減量等の新たな目標設定を行い、2050年へのロードマップを示し、特に2030年までの期間を取組みの重要な集中期間と位置づけます。

脱炭素に向けた活動を日常にするしくみづくり

脱炭素に向けた生活行動・経済活動が日常的な習慣として定着するよう、区民、事業者の行動変容を促進する計画とします。

行動変容がどのように二酸化炭素排出削減に貢献するのかを「見える化」するなどの情報発信を行うことで、区民、事業者が行う環境活動の取組みを拡大していくとともに、区民、事業者とのパートナーシップによる取組みの充実・強化を図ります。

コロナ禍からのグリーン・リカバリー

サステナブルな活動を行う区民・事業者を支援

新型コロナウイルス感染症がもたらした多くの変化を考慮し、環境や社会の持続可能性を優先した経済回復「グリーン・リカバリー^{※3}」の視点を取り入れた計画とします。

区民や事業者に過度な負担を与えることなく、気候変動や生態系の保全に配慮しながら経済や社会の回復を目指すことを意識し、サステナブル（持続可能）な生活行動・経済活動を行う区民、事業者の活動を支援していきます。

ポストコロナ時代を見据えた環境施策

「新しい生活様式」の定着を背景とする、身近に楽しめる自然への関心の高まりを踏まえた地域の魅力の再発見につながる取組みとともに、テレワークやリモート会議といった働き方をはじめとした社会の変化に対応するため、DX（デジタルトランスフォーメーション）^{※4}、その他さまざまな革新的イノベーションの推進によるデジタル化・オンライン化・AI活用等、ポストコロナ時代を見据えた環境施策の推進を図ります。

※1 弾力や柔軟性があるさま。自然災害などにより都市機能が壊れない強さ（強靭さ）ではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のこと。

※2 「都市に対する市民の誇り」、「まちづくりに対して持つ責任感」、「自らまちを形成している一人である」という認識を持つこと」という意味合い。

※3 新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、単にもとどおりの生活状況に戻すのではなく、脱炭素社会の実現など環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法のこと。

※4 進化したデジタル技術を浸透させることで、社会や人々の生活をより良いものへと変革すること。

第3章 目標とする環境像

- 1 目標とする環境像
- 2 10年後の将来イメージ

1

目標とする環境像 (要更新) ※新基本構想と整合を図りながら今後検討

区民、事業者、区の共通の超長期目標として、令和 32 (2050) 年頃における北区のあるべき環境の姿を示す「目標とする環境像」は、前計画を踏襲し、以下のとおりとします※。

自然環境共生都市 ～みんなが環境を考え・行動するまち～

※骨子案時点では、現行計画の「望ましい環境像」で記載。

【目標とする環境像の意味】

わたしたちは、誰もが豊かで健康に暮らし続けることのできる権利とともに、かけがえのない地球とこのまちを、将来世代に継承する責務を有しています。

地球や地域の環境の保全と創造のために、誰もが気候危機をはじめとする環境の問題を我が事として受け止め、「今、自分たちにできること」を意識し、取り組んでいくことが必要です。

そのために、すべての区民や地域、事業者が協働し、誇りと愛着を持って環境活動やまちづくりに取り組むことのできる仕組みが整っている「活力ある持続可能な北区」、一人ひとりが限らない恵みをもたらしてくれる環境を守り育み、いつまでも平穏に過ごしたいという願いが実現できる「安全・安心で心豊かに暮らせる北区」を目指します。

2

10年後の将来イメージ

北区が目標とする環境像「自然環境共生都市 ～みんなが環境を考え・行動するまち～[※]」の実現に向けて、本計画が目指す10年後の北区のイメージを5つの分野ごとに描きました。

これらの将来イメージを「目標とする環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、区民、事業者及び区のパートナーシップのもとで、将来イメージの実現に向けた取組みを進めていきます。[※]骨子案時点では、現行計画の「望ましい環境像」で記載。

分野：脱炭素、気候変動への適応

基本目標 1

気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち

[北区地球温暖化対策地域推進計画]

[北区気候変動適応計画]

10年後の将来イメージ

脱炭素に貢献する省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、区民や事業者にとって日常的な習慣になっており、「北区ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、区域から排出される温室効果ガス排出量は着実に減少しています。

家庭や地域での再生可能エネルギー設備などの導入、利用が拡大しているほか、他の自治体や事業者との連携による再生可能エネルギーの調達が進んでいます。

エネルギーの創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んだほか、電気自動車や燃料電池自動車が普及するなど、日常生活や事業活動、住まい、移動手段といった、まちのあらゆるシーンにおける脱炭素化が進んでいます。

集中豪雨に対する防災対策や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しており、まちなかにおける暑熱対策や風水害対策が実施され、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりが実現されています。

分野：安全・安心、快適

基本目標 2 安全・安心、快適に暮らせるまち

10年後の将来イメージ

区民の健康の保護及び生活環境の保全を進めるために、大気や水質等の継続的なモニタリングと情報発信が行われているとともに、揮発性有機化合物（VOC）の排出削減や工場排水等における適正な化学物質の管理についての指導が徹底されています。

生活や経済活動を行ううえで発生が避けられない騒音等、身近な生活環境に関する困りごとについては、多様化する暮らしの価値観を互いに尊重しながら、解決に向けた家庭や事業所などにおける自主的な環境配慮の取組みが広がっています。

区民や地域、事業者等と連携した取組みによって、ポイ捨て等が防止されたり、北区らしいみどりあふれる景観が広がるなど、清潔で快適なまちになっています。

国や東京都と連携し、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害の防止対策、建築物等の耐震性能・浸水対策の強化が図られ、災害に強く安全・安心に暮らせるまちになっています。

分野：資源循環

基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち

10年後の将来イメージ

サステナブルな社会の実現に向けて、資源循環に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、区民や事業者にとって日常的な習慣になっています。

食品ロスの削減やプラスチックごみ削減に向けた意識が高まり、区民や事業者は、ごみになりにくいもの、リユースが容易な商品やリサイクルされた商品を販売・購入したり、本当に必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなど、区民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

資源をできるだけ長く使い続ける循環経済への移行が進み、ごみとして捨てられていたものでも資源として活用できるよう分別して排出することが当たり前に行われ、焼却処理されたり、最終処分されるごみの量が減っています。

分野：自然・みどり、生物多様性

基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち

10年後の将来イメージ

崖地樹林や河川敷草地、水辺などの緑が保全され、緑の骨格を形成するとともに、生きもののにぎわいが育まれています。社寺林や大径木など歴史を感じさせる緑が地域のシンボルとして保全され、街路樹や並木とともにまちにうるおいを与え、地域の魅力を高めています。

誰もが自然にふれあえる場、安らぎ楽しめる場として、地域の特性やニーズに応じた魅力ある公園や水辺環境が整備されています。

民間開発や公共施設等の緑化や緑地等の整備が進み、気候変動やヒートアイランド現象を緩和する緑、防災・減災に寄与する緑として機能しています。また、暮らしの安全・安心を高めるため、市街地や崖地における樹林や樹木が適切に維持管理されているとともに、健全な水循環が保全されています。

これら緑の保全と創出が、区民や事業者等の協力によって積極的に進められており、地域の緑化・環境啓発活動を通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成されています。

分野：環境施策の横断的な取組み**基本目標5 環境活動の楽しさを未来に伝えるまち****10年後の将来イメージ**

日々の生活や事業活動によって自らが周囲の環境に及ぼす影響を理解し、環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する区民や事業者が増え、持続可能な消費行動が生活習慣となって定着しています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、区民、事業者、区のパートナーシップによる環境保全活動が積極的に行われています。

環境をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐために、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について気軽に学べる機会が増えたことで、多種多様な取組みが実践されており、環境活動の重要性や楽しさを伝える情報の受発信も盛んに行われています。

一人ひとりが環境のことを考え・行動することで、自分のまちに愛着と誇りが生まれるとともに、地域全体の「共創」による新しい価値の創造が行われ、誰もが暮らし続けたいと思えるまち、誰もが自分らしく活躍できるまちが実現しています。

第4章 目標達成のための取組み

施策体系

- 基本目標 1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち
- 基本目標 2 安全・安心、快適に暮らせるまち
- 基本目標 3 資源循環の輪をつなげるまち
- 基本目標 4 身近な自然を守り育て、活用するまち
- 基本目標 5 環境活動の楽しさを未来に伝えるまち

(仮称) 北区環境基本計画 2023 の施策体系

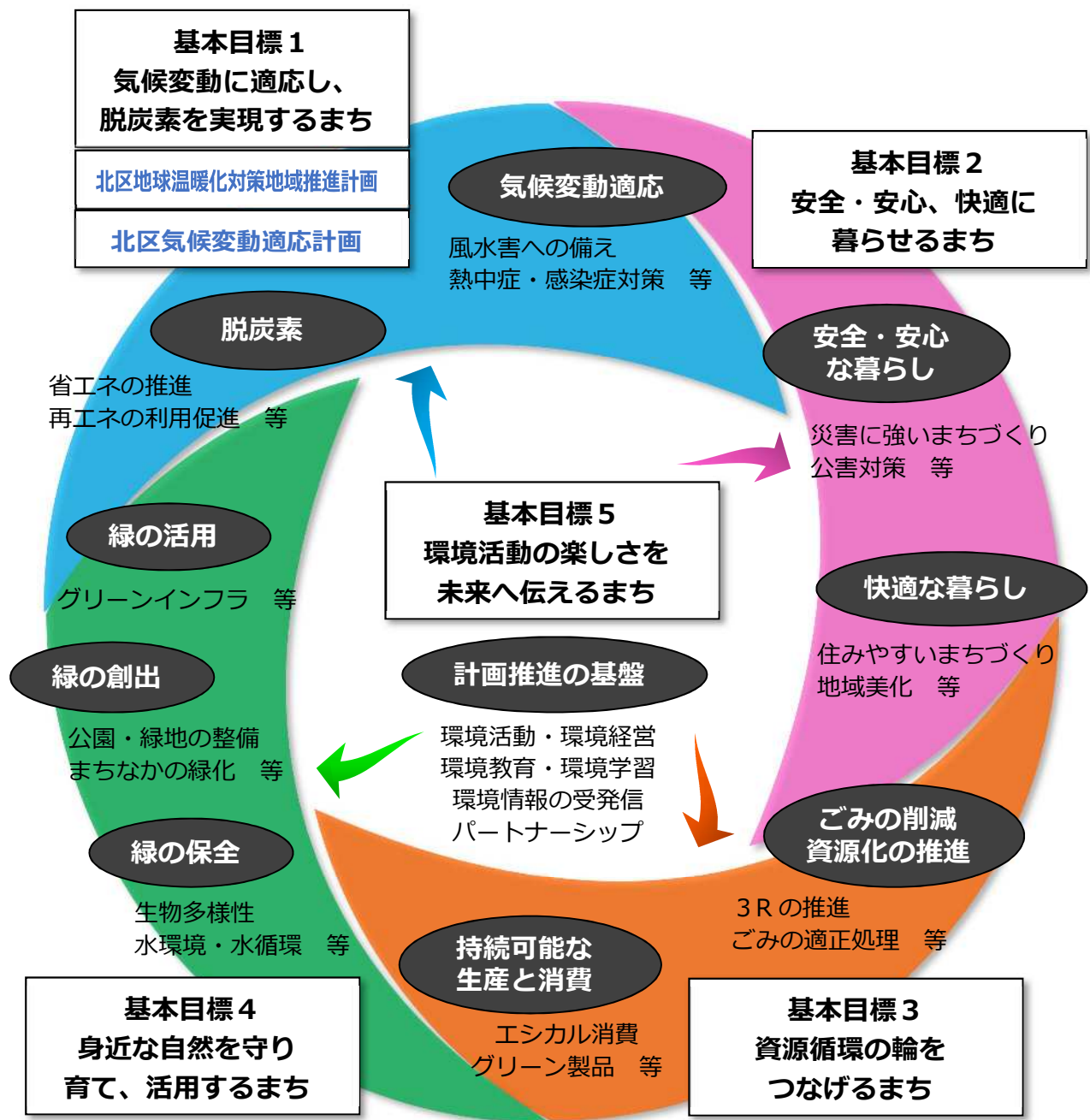
目標とする環境像「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」

基本目標 主に関連する SDGs の目標	基本施策
<p>脱炭素、気候変動への適応</p> <p>基本目標 1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち</p> 	<p>(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 北区地球温暖化対策地域推進計画 ⇒36 ページ</p> <p>(2) 気候変動適応策の推進 北区気候変動適応計画 ⇒48 ページ</p>
<p>安全・安心、快適</p> <p>基本目標 2 安全・安心、快適に暮らせるまち</p> 	<p>(3) 安全・安心な生活環境の確保 ⇒55 ページ</p> <p>(4) 快適なまちづくりの推進 ⇒58 ページ</p>
<p>資源循環</p> <p>基本目標 3 資源循環の輪をつなげるまち</p> 	<p>(5) 資源循環型システムの構築 ⇒61 ページ</p> <p>(6) ごみの適正処理の推進 ⇒64 ページ</p>
<p>自然・みどり、生物多様性</p> <p>基本目標 4 身近な自然を守り育て、活用するまち</p> 	<p>(7) 豊かな緑・水辺の保全 ⇒67 ページ</p> <p>(8) 質の高い緑の創出と活用 ⇒70 ページ</p>
<p>環境施策の横断的な取組み</p> <p>基本目標 5 環境活動の楽しさを未来へ伝えるまち</p> 	<p>(9) 環境に配慮した行動の実践 ⇒75 ページ</p> <p>(10) 環境教育・環境学習の推進 ⇒79 ページ</p> <p>(11) パートナーシップによる 環境活動の推進 ⇒82 ページ</p>

本計画では、目標となる環境像を実現するため、『脱炭素、気候変動への適応』『安全・安心、快適』『資源循環』『自然・みどり、生物多様性』『環境施策の横断的な取組み』の5つの分野に応じた基本目標と、これを実行するための11の基本施策を定めています。

「基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち」は、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「地域気候変動適応計画」として位置づけ、基本目標2から4におけるさまざまな施策によって、総合的な推進を図ります。

「基本目標5 環境活動の楽しさを未来へ伝えるまち」は、各基本目標の基盤となる横断的な取組みを掲げ、すべての施策の中で反映・展開していきます。



各ページの見方

基本目標 4

身近な自然を守り育て、活用するまち ①

基本方針 ②

北区は、北区緑の基本計画に基づいて、「ひといきいき みどりいきいき 育てる つながる 北区」をキャッチフレーズに、区民・事業者との協働のもと、豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継ぐべく、緑の保全・創出に力をつけてきました。

これまでに取り組んできた公園・緑地や水辺環境の整備、生物多様性の保全などの取組みをより一層充実させるだけでなく、気候変動対策において役立つグリーンインフラとしての緑、またコロナ禍において重要性が高まった、身近なレクリエーション・やすらぎの場としての緑といった視点から、質の高い緑の創出と活用を図ります。

※ 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする考え方

基本施策 ③

(7) 豊かな緑・水辺の保全	① 地域に密着した緑の保全 ② 生物多様性の保全と回復 ③ 水辺環境・水循環の保全
(8) 質の高い緑の創出と活用	① 公園・緑地の整備・維持管理 ② まちなかの緑化推進 ③ 区民とともにある緑の活用

主に関連するSDGsの目標・関連施策 ④

3 すべての人に健康と福祉を

11 住み続けられるまちづくりを

13 気候変動に具体的な対策を

14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも守ろう

(2) 気候変動適応の推進

② 健康被害対策の推進

③ 区民生活への影響対策の推進

(3) 安全・安心な生活環境の確保

③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

基本施策 (7)

豊かな緑・水辺の保全

(7) 1 現状 ⑤

北区には、飛鳥山、崖地、河川敷等に今なお貴重な緑が残っており、崖地から台地部に古くから緑地を活かした公園の緑地の骨格を形成し、樹林や大径木の分布も多いという特性がみられます。桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園 100 選に選ばれた青無親水公園などがあり、みどりのまちなみを形成し、憩いの場となっています。また、良好な自然環境は、子どもたちが多様な生きものの命の営みとふれあい、生きることの尊さを知るためにも大変重要です。

北区では、令和 2 (2020) 年 3 月に策定した「北区緑の基本計画 2020」に「生物多様性地域戦略」を位置づけ、豊かな生態系を育む取り組みを行っています。取組みとして、動植物の生態に関する基礎的な調査を継続して実施しており、昭和 59 年度から実施している「北区河川生物生態調査」について、令和 2 (2020) 年度の調査ではレッドリスト記載種や外来種を含む 30 種類の魚類を確認しました。毎年度の調査により、地球温暖化の影響と考えられる特定種の生息範囲の北上などが確認できています。

また、区民と連携しながらの生きもの調査も行っており、平成 17 (2005) 年度から 19 (2007) 年度にかけて行った生物調査の結果をもとに、3 種類のガイドブックを作成しました。

◆北区いきものガイドブック



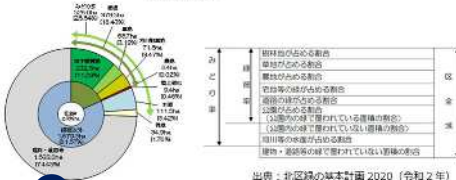
◆河川生物生態調査 (ワンド調査の様子)



北区の緑地を見ると、平成 10 年から平成 25 年までは増加傾向でしたが、平成 30 (2018) 年に実施した緑地調査結果によれば、区の緑地面積は 379.51ha、緑被率は 18.43% となっております。前回の 2013 年調査時より若干の減少に陥りました。集合住宅や都営住宅等の大規模な建築工事等が主な要因と考えられています。

河川環境や水循環の保全については、平成 31 (2019) 年に荒川下流河川事務所 (国土交通省) の下で策定された「新河川流域水循環マスタープラン」等に基づき、国や東京都と連携して流域の総合治水対策に取り組むほか、地下水かん養の促進、区民が集う水辺環境の形成などの取組みを推進しています。

◆緑地の内訳



(7) 2 課題 ⑥

私たちの暮らしは多様な生物が隣りあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。生きものの生育・生息環境でもある北区の緑の骨格を形成している崖地樹林や河川敷、屋敷林や雑木林等の既存緑地を保全し、市街地に残されている大切な緑を将来にわたって保全していくことが必要です。

区内の生物多様性の各種モニタリングの継続的な実施や関係団体の連携によるデータの収集・発信等の体制整備のほか、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となる外来生物対策に引き続き、取り組んでいく必要があります。

また、都市化に伴う流域の地下浸透・調整機能の低下等により、河川等の平常時の流量が減少し、その水質や水生生物等の生育・生息環境が失われる恐れがあるほか、短時間豪雨による都市型水害への対策を推進していく必要があります。

(7) 3 成果指標 ⑦

項目	目標値	現状値 (令和 2 年)	
		数値	年度
緑被率 (50 m 以上)	%	18.43	H30
区内で確認した種別/鳥類/魚類の種類	種	1,034/61/30	R2※
湧水地点数	地点	13	R2

※種別のみ、H30 (5 年に 1 回の「緑の天然記念日」の整備)

(7) 4 北区の取組み ⑧

1 地域に密着した緑の保全

樹林や樹木は、市街地の貴重な緑であり、生きものに質の高い生息地 (ハビタット) を提供しているため、継続して保全していきます。また民有地にある良好な樹林や樹木、生垣は保護指針、地域の緑として保全に努めます。

崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、安全性に配慮しながら、既存の樹林地の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進し、親しみのある崖線のみどりの継承を図るとともに、樹木の適正管理などの安全対策を行います。

2 生物多様性の保全と回復

区内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、生きものの生息地 (ハビタット) となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑の創出・管理を促進します。

また、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを区民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

さらに、「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止に努めます。

3 水辺環境・水循環の保全

雨水の地下浸透を促進させることで、集中豪雨などにより短期間で下水道や河川が増水することで生じる都市型水害の被害軽減および湧水の水量や水循環の保全を図ります。

また、河川や湧水地などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めるとともに、区民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を推進します。

(7) 5 区民・事業者の取組み ⑨

区民が実施する 5 つの取組み

- 公園や水辺空間、湧水地の美化活動など、地域の環境保全活動に参画する。
- 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図る。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深める。
- 住宅などの新築や改築の際、雨水浸透施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など設置した施設の定期的なメンテナンスを行う。

事業者が実施する 5 つの取組み

- 区や地域のコミュニティと協働して、地域の環境保全活動に取り組む。
- 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図る。
- 動植物の生息状況などに関する調査や情報提供に協力する。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深める。
- 事業所などの新築や改築の際、雨水浸透施設の設置に努める。

① 基本目標の名称

② 基本目標で展開する取組みの方向性

③ 基本施策の名称

④ 関連する SDGs・他の基本施策

⑤ 基本施策の背景となる現状

⑥ 現状における課題

⑦ 施策の成果を図るための指標

⑧ 区民の取組み

⑨ 区民・事業者に期待される取組み例

基本目標
1

気候変動に適応し脱炭素を実現するまち
【北区地球温暖化対策地域推進計画】
【北区気候変動適応計画】

基本方針

北区は、令和3（2021）年6月に表明した「北区ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、「2050カーボンニュートラル^{※1}」の実現に向けて、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入など、これまで取り組んできたCO₂排出量の削減に向けた取組み（緩和策^{※2}）をより一層推進し、区民や地域、事業者と一体となって、将来的な脱炭素社会の実現を目指します。


また、近年、地球温暖化による気候変動との関連が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や東京都と連携しながら気候変動の影響に対応する取組み（適応策^{※3}）の強化を図ります。

- ※1 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いてゼロを達成すること。
- ※2 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制、削減するための対策
- ※3 気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策

基本施策

<p>(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの利用促進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進
<p>(2) 気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 区民生活への影響対策の推進

主に関連する SDGs の目標・関連施策

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 
<p>(3) 安全・安心な生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進 		<p>(5) 資源循環型システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ごみの減量化の推進 ② 資源の有効利用の推進 		
<p>(8) 質の高い緑の創出と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 区民とともにある緑の活用 				

基本施策 (1)

脱炭素社会に向けた緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】

(1) 1 現状

北区の温室効果ガス排出量 (要更新)

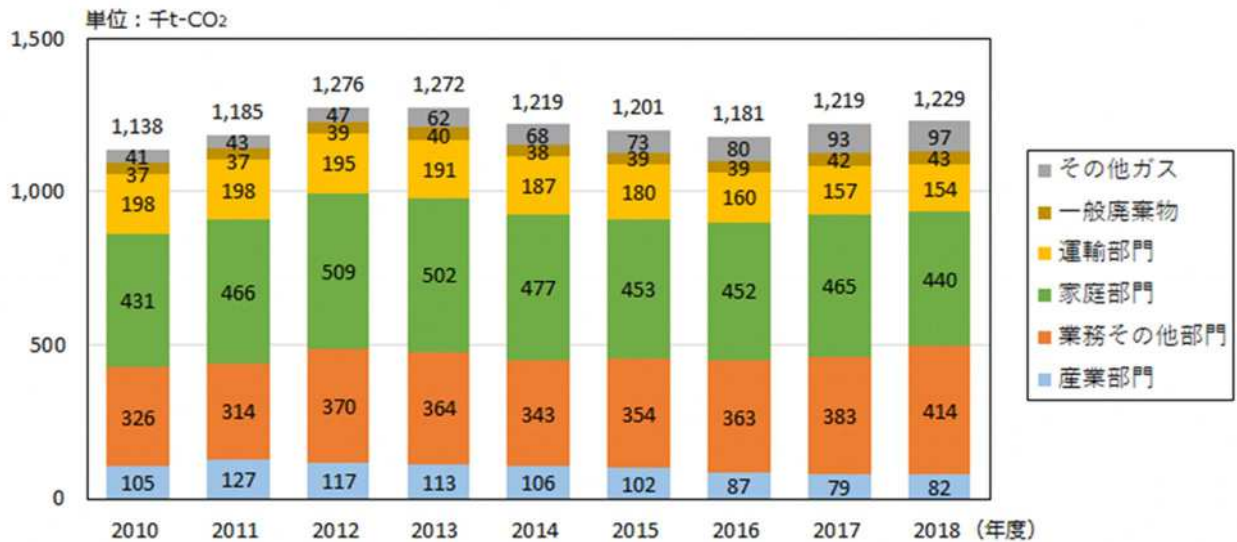
北区の温室効果ガス排出量は、平成 30 (2018) 年度に 1,229 千 t-CO₂ となっており、基準年度である平成 25 (2013) 年度の 1,272 千 t-CO₂ から約 3.4% の減少となっています。

また、温室効果ガスのうち二酸化炭素が約 92% を占めています。

平成 25 (2013) 年度以降の推移を見ると、平成 28 (2016) 年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 29 (2017) 年度は、業務その他部門、家庭部門において、厳冬による暖房等の使用増加が要因と考えられる排出量の増加がみられます。

部門別では、家庭部門が 440 千 t-CO₂、35.8% を占めており、次いで業務その他部門 414 千 t-CO₂、33.6%、運輸部門 154 千 t-CO₂、12.5% などとなっています。産業部門、家庭部門、運輸部門は減少傾向にありますが、業務その他部門、廃棄物部門、その他の温室効果ガスは増加傾向にあります。

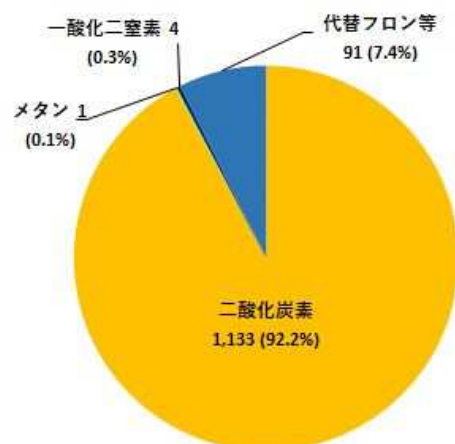
◆ 温室効果ガス排出量の推移



◆ 温室効果ガス排出量の部門別構成比



◆ 温室効果ガス別の排出割合



北区のエネルギー消費量 (要更新)

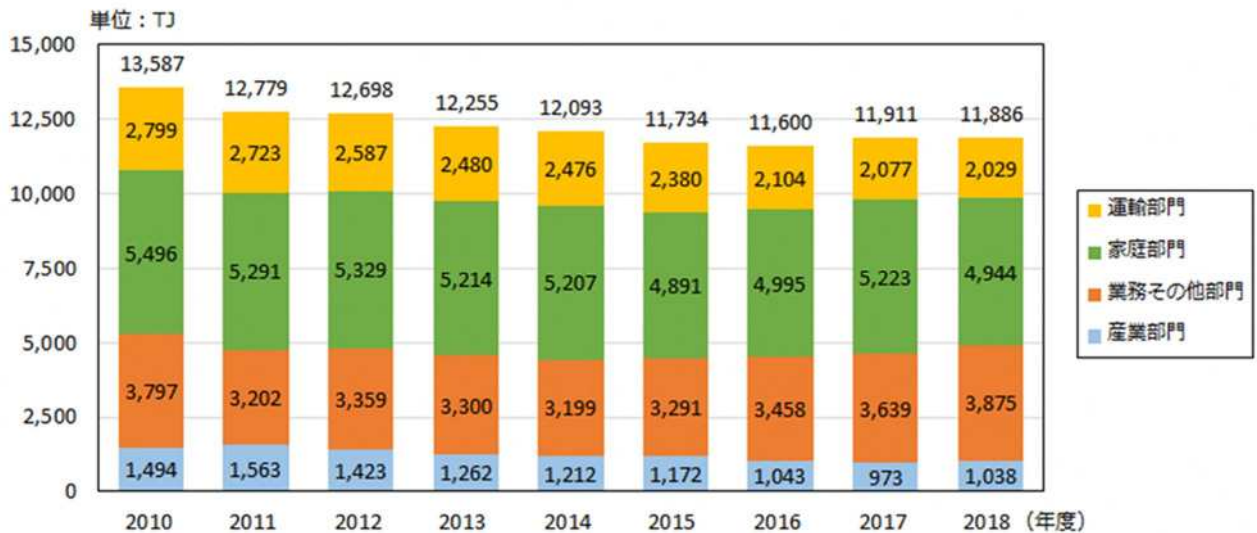
北区のエネルギー消費量は、平成 30 (2018) 年度に 11,886 TJ となっており、基準年度である平成 25 (2013) 年度の 12,255 TJ から約 3.0% の減少となっています。

部門別では、家庭部門が 4,944 TJ、41.6% を占めており、次いで業務その他部門 3,875 TJ、32.6%、運輸部門 2,029 TJ、17.1% となっています。

平成 25 (2013) 年度以降の推移を見ると、平成 28 (2016) 年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 29 (2017) 年度以降は増加傾向となっています。部門別では、業務その他部門は増加傾向にありますが、その他の部門は減少傾向にあります。

また、家庭部門をみると、区民 1 人あたりのエネルギー消費量は、東京都全域と比較して、やや上回る傾向にあります。

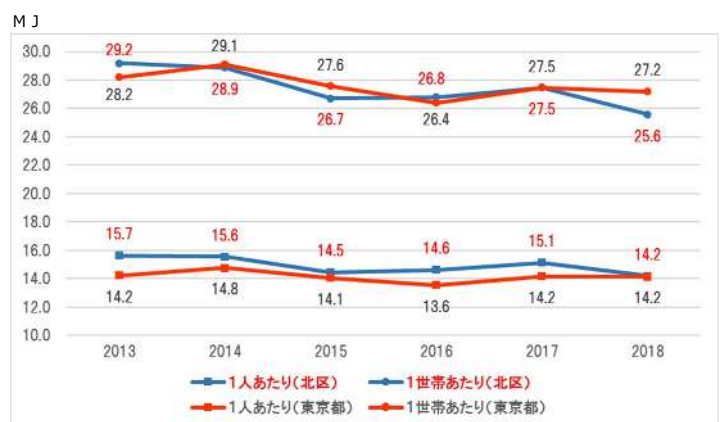
◆エネルギー消費量の推移



◆エネルギー消費量の部門別構成比



◆家庭部門における 1 人、1 世帯あたりのエネルギー消費量の推移



エネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移 (要更新)

①産業部門

北区の排出傾向を業種別にみると、東京都全域と比較して「出版・印刷業」の割合が大きいことが特徴です。

エネルギー起源別の内訳をみると、主に軽油、灯油、重油^{※1}で構成されている燃料油からの排出量が約20%を占め、都市ガスが約28%を占めています。また、電力からの排出量が約51%を占めていますが、年々その割合は減少しています。

	ガソリン	灯油	軽油	A重油	C重油	LPG等	都市ガス	購入電力	千t-CO ₂
2013	0	2	13	3	2	0	24	68	
2014	0	2	13	3	2	0	23	62	
2015	0	2	12	2	3	0	22	60	
2016	0	2	11	2	1	0	22	49	
2017	0	2	11	2	1	0	21	44	
2018	0	2	13	1	0	0	23	42	

②家庭部門

エネルギー起源別の内訳としては、電力からの排出量が最も多く、約71%を占めています。次いで、都市ガス、灯油、LPG^{※2}の順となっています。

	ガソリン	灯油	軽油	A重油	C重油	LPG等	都市ガス	購入電力	千t-CO ₂
2013	0	14	0	0	0	10	115	364	
2014	0	15	0	0	0	13	116	333	
2015	0	12	0	0	0	4	111	325	
2016	0	12	0	0	0	4	115	321	
2017	0	14	0	0	0	6	119	325	
2018	0	11	0	0	0	6	111	312	

③業務その他部門

北区の排出傾向を業種別にみると、東京都全域と比較して、「事務所ビル」の割合が少なく、「飲食店」などのサービス業の割合が大きいことが特徴です。

エネルギー起源別の内訳としては、電力からの排出量が最も多く、約87%を占めています。

	ガソリン	灯油	軽油	A重油	C重油	LPG等	都市ガス	購入電力	千t-CO ₂
2013	0	2	0	2	0	1	56	304	
2014	0	2	0	1	0	1	53	286	
2015	0	2	0	1	0	1	51	298	
2016	0	2	0	1	0	1	54	305	
2017	0	2	0	1	0	1	54	325	
2018	0	2	0	1	0	1	51	359	

④運輸部門

エネルギー起源別の内訳としては、ガソリンからの排出量が最も多く、約51%を占めていますが、年々減少傾向にあることが顕著です。なお、エネルギーのうち電力は主に鉄道において消費されています。

	ガソリン	灯油	軽油	A重油	C重油	LPG等	都市ガス	購入電力	千t-CO ₂
2013	96	0	47	0	0	7	0	41	
2014	97	0	44	0	0	9	0	37	
2015	89	0	46	0	0	9	0	36	
2016	82	0	37	0	0	6	0	35	
2017	77	0	37	0	0	8	0	35	
2018	78	0	36	0	0	6	0	35	

※1 A重油は中小工場のボイラーやビル暖房用に使用され、C重油は化学・紙パルプ工場等のボイラーに主に使用される。

※2 液化天然ガスのこと。一般的にプロパンガス、ブタンガスなど。

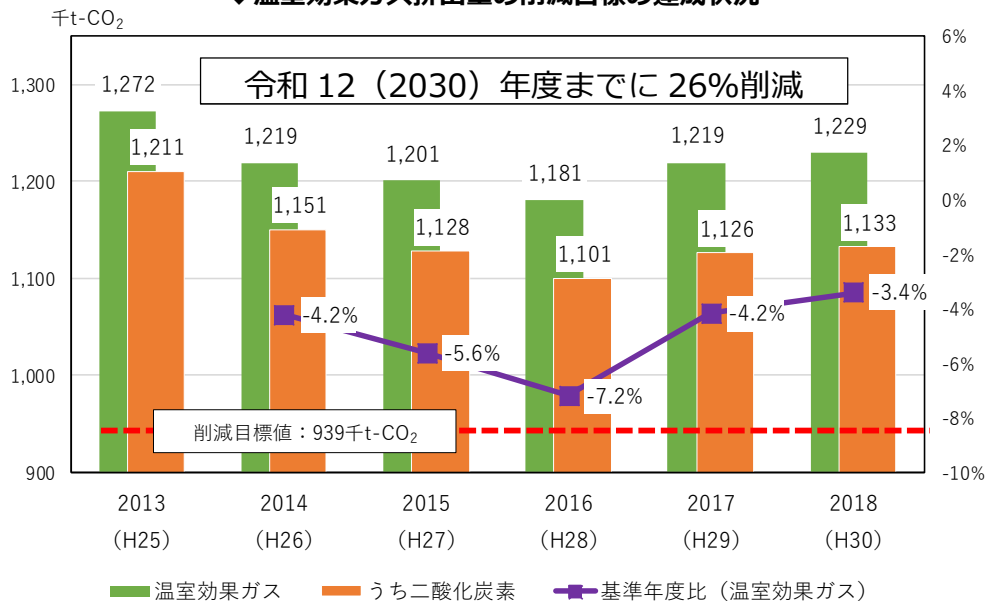
温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況 (要更新)

北区の温室効果ガス排出量は、平成 30 (2018) 年度に 1,229 千 t-CO₂ となっており、基準年度である平成 25 (2013) 年度の 1,272 千 t-CO₂ から約 3.4%の減少にとどまり、削減目標である 26%削減を達成していません。

炭素集約度（エネルギー消費量単位あたりの二酸化炭素排出量）は全ての部門で減少傾向にあり、電力排出係数の改善や効率の良い省エネ機器への更新などが進んだ様子がうかがえます。

一方で、地域活力の向上に向けた取組みが効果を発揮し、排出量の増減に関わりの深い業務その他部門における商業・業務系延床面積、家庭部門における世帯数や住宅が増加したことが、未達成となった要因と考えられます。

◆温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況



◆炭素集約度の推移

単位：t-CO₂/TJ

部門	平成 25 (2013) 年度	平成 30 (2018) 年度	削減率
産業部門	89.7	78.9	-12.1%
業務その他部門	110.3	106.7	-3.3%
家庭部門	96.4	89.0	-7.6%
運輸部門	76.9	75.9	-1.3%

◆温室効果ガス排出量の削減状況

単位：千t-CO₂

部門	平成 25 (2013) 年度	平成 30 (2018) 年度	削減率	削減目標値※
産業部門	113	82	-27.7%	-29%
業務その他部門	364	414	13.6%	-25%
家庭部門	502	440	-12.4%	-25%
運輸部門	191	154	-19.2%	-32%
廃棄物部門	40	43	6.5%	-21%
二酸化炭素合計	1,211	1,133	-6.5%	-26%
その他ガス	62	97	56.7%	-24%
合計	1,272	1,229	-3.4%	-26%

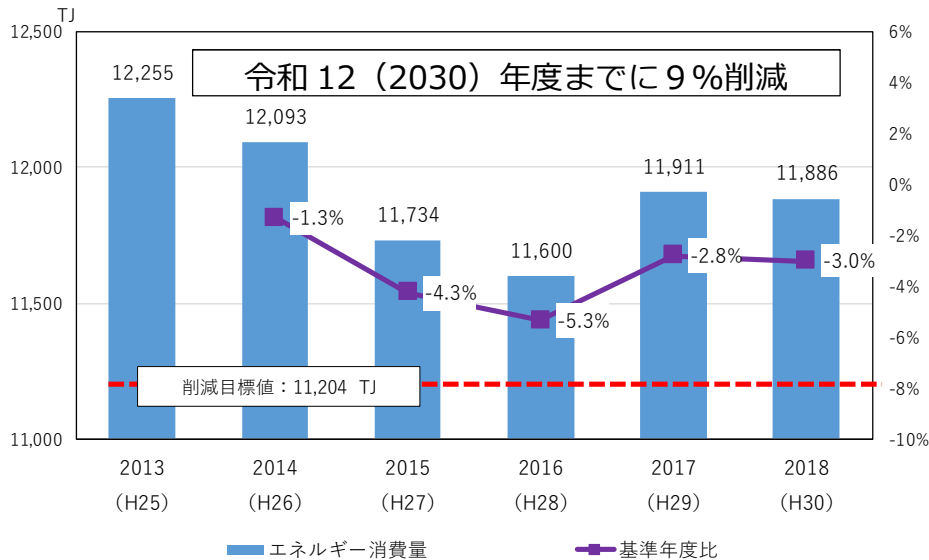
※「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」における2030年度目標値

エネルギー消費量の削減目標の達成状況 (要更新)

北区のエネルギー消費量は、平成 28 (2016) 年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 30 (2018) 年度は 11,886 TJ となっており、基準年度である平成 25 (2013) 年度の 12,255 TJ から約 3% の減少にとどまり、削減目標である 9% 削減を達成していません。

エネルギー消費量の増減に関わりの深い業務その他部門について、商業・業務系の建築物 (延床面積) が増加したことが、未達成となった要因と考えられます。

◆エネルギー消費量の削減目標の達成状況



◆エネルギー消費量の削減状況

単位：TJ

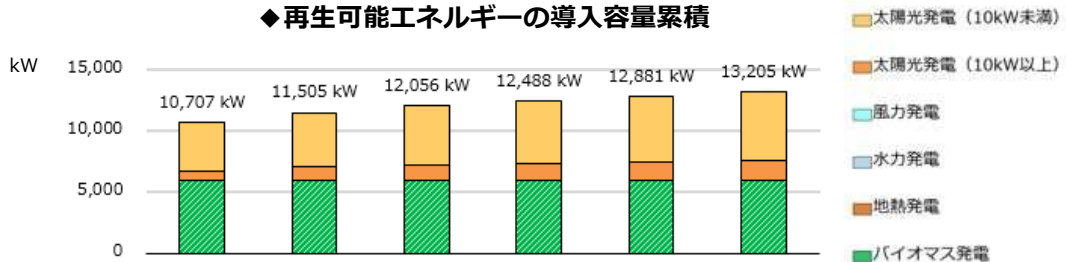
部門	平成 25 (2013) 年度	平成 30 (2018) 年度	削減率	削減目標値※
産業部門	1,262	1,038	-17.7%	-14%
業務その他部門	3,300	3,875	17.4%	-0.1%
家庭部門	5,214	4,944	-5.2%	-2%
運輸部門	2,480	2,029	-18.2%	-30%
合計	12,255	11,886	-3.0%	-9%

※「第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」における 2030 年度目標値

再生可能エネルギーの導入状況

北区における再生可能エネルギーの導入容量※は、一定の増加傾向にあります。

◆再生可能エネルギーの導入容量累積



※FIT 制度で認定された設備のうち、買取を開始した設備の導入容量。

なお、北区におけるバイオマス発電は、北清掃工場によるごみ焼却発電。

(1) 2 課題

北区全体の温室効果ガス排出量の約7割を家庭部門と業務その他部門が占めており、家庭や事業所においては、エネルギーの効率的な利用をはじめとした脱炭素型のライフ・ワークスタイルへの転換を、これまで以上に進めていく必要があります。

省エネ機器や高気密・高断熱な住宅・建物の普及、蓄電池や再エネ設備の設置、再エネ電力の利用など、省エネ・再エネの導入を促進するためのさらなる取組みが求められます。

個人単位の取組みとともに、まちづくりの視点から、地域全体における効率的なエネルギーの利用や環境負荷の少ない移動手段の活用を進めていく必要があります。

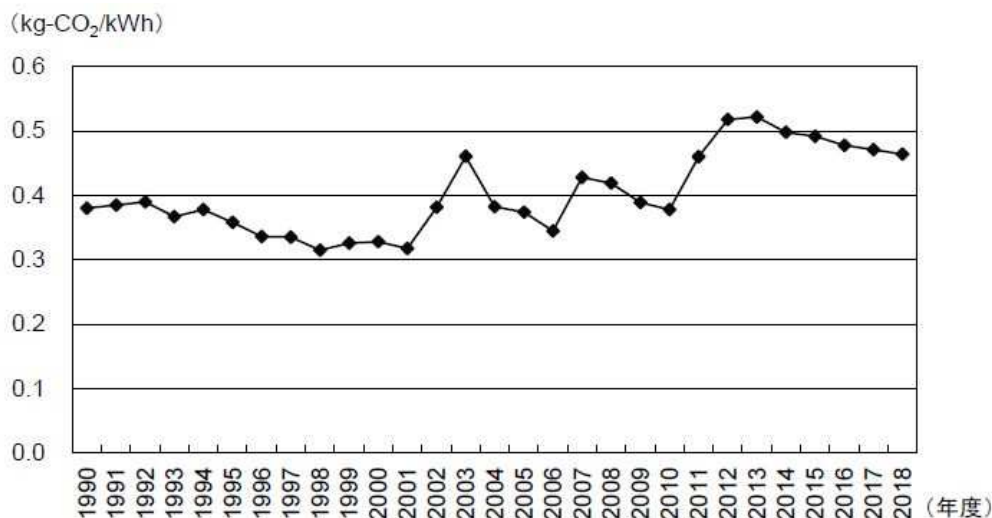
電力の二酸化炭素排出係数

電力事業者は、火力、水力、原子力など様々な方法を用いて発電を行っています。同じ電気を発電するにも、石油や天然ガスなどの化石燃料を使った火力発電は多くの二酸化炭素を排出しますが、太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電は、発電設備等の製造時や廃棄時には二酸化炭素が排出されますが、発電（設備稼働）の際にはほとんど二酸化炭素を排出しません。そのため、電気の供給 1kWh あたりどれだけの二酸化炭素を排出しているかを排出係数で表しています。

電力の需要や社会情勢によって電力事業者は発電方法を組み合わせて対応するため、各年で排出係数は変動しています。近年では、東日本大震災により原子力発電が停まり火力発電が増えたことで排出係数が大きくなっています。

2018年度のCO₂排出係数は、0.463kg-CO₂/kWhとなり、2017年度（0.496kg-CO₂/kWh）より7%の減少となりました。2017年度比については、最新鋭の高効率火力発電設備の導入や再生可能エネルギーの活用などがCO₂排出量の削減に寄与したと考えられます。

◆都内の電力の二酸化炭素排出係数の推移（要更新）



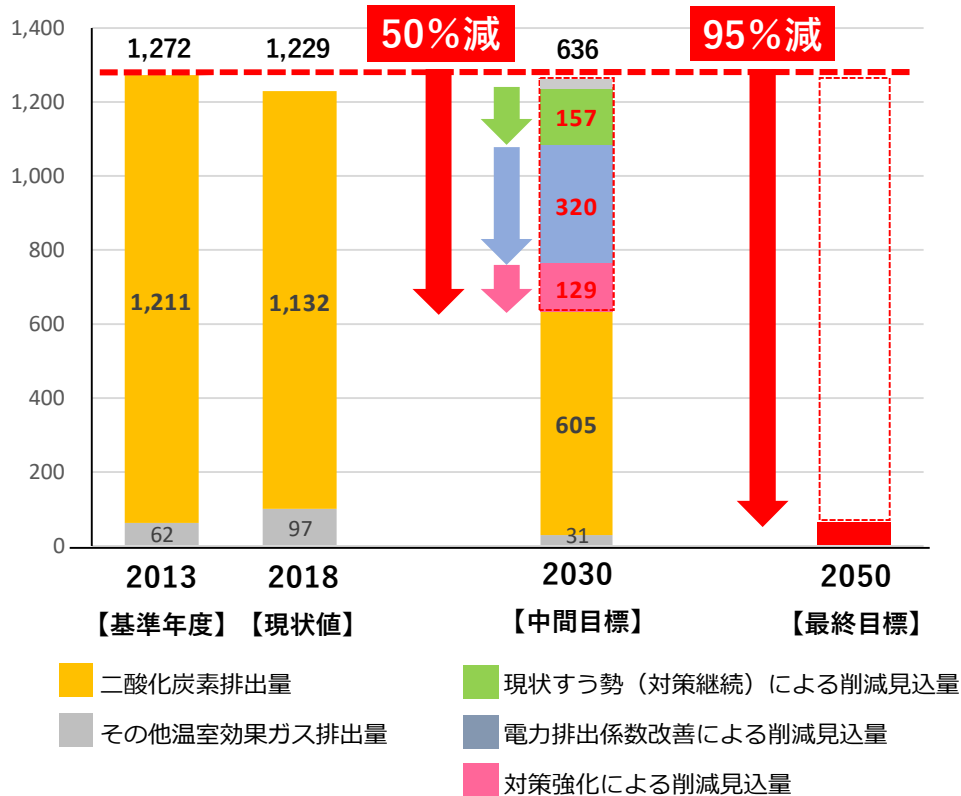
出典：オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト 資料より作成

区内の温室効果ガス排出削減目標（案）

本計画における削減目標は、北区が大都市東京を構成する一員として、「2050カーボンニュートラル」の実現に向けた責務を果たすため、以下のとおり設定します。

令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%削減

千t-CO₂



削減量の内訳（部門別）

2030年度目標 温室効果ガス排出量及び削減量の部門別内訳

	部門	排出量 (千t-CO ₂)	基準年度（2013）からの削減量 (千t-CO ₂)					基準年度比削減率 (%)	
			現状すう勢 (対策継続) 分	追加対策による削減量			うち対策強化分		
				排出係数改善分	対策強化分	削減率 (%)			
CO ₂	産業	39.1	-74.2	-49.8	-24.4	-14.9	-9.5	-65.5%	-4.4%
	業務	189.3	-174.8	5.3	-180.1	-147.3	-32.8	-48.0%	-4.1%
	家庭	224.5	-278.0	-64.4	-213.6	-142.9	-70.7	-55.3%	-13.9%
	運輸	115.7	-74.9	-50.9	-24.1	-14.6	-9.5	-39.3%	-4.2%
	廃棄物	36.3	-4.1	2.4	-6.5	0.0	-6.5	-10.1%	-16.1%
	計	604.9	-605.9	-157.4	-448.6	-319.6	-128.9	-50.0%	-8.6%
その他ガス 合計		30.8	-30.8					-50.0%	
温室効果ガス 合計		635.7	-636.8					-50.0%	

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

削減量の考え方

基準年度からの削減量は、現状すう勢（現在実施中の対策を継続した場合）による削減見込量、電力の二酸化炭素排出係数（P.40 参照）改善による削減見込量、対策強化による削減見込量を積み上げた数値とします（算定方法の詳細は、資料編「4. 温室効果ガス排出量の算定方法」を参照）。

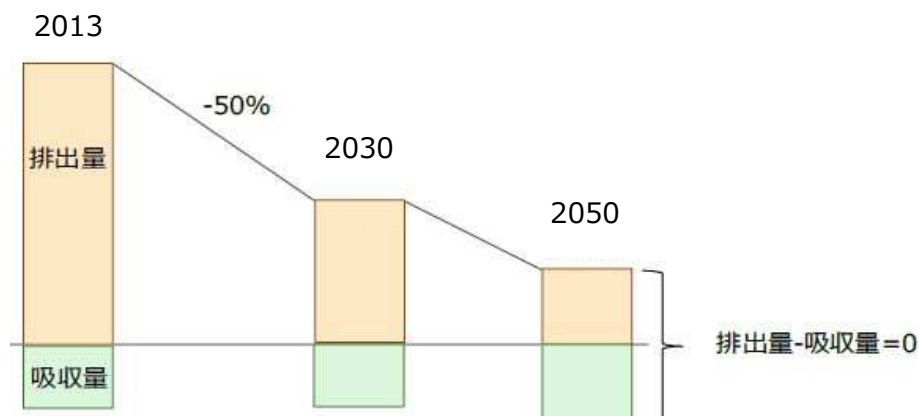
削減の根拠	将来推計の考え方	削減見込量に含まれる事項
現状すう勢 (対策継続)	排出量と関連の大きい社会経済情勢（人口・世帯、事業活動等の「活動量」）が、現状の傾向で将来も推移すると仮定。	「活動量」（世帯数、業務延床面積、自動車走行量、焼却ごみ量など）の変化率による排出量の増減。
	「活動量あたりのエネルギー消費量」には国や事業者等と連携して進めてきた各種対策の効果がこれまでの推移に反映されていると捉え、その効果が現状の傾向で将来にも反映されると仮定。	日常生活や事業活動において、省エネ活動、高効率な省エネ機器、省エネ住宅の導入等の取組みが、現状の水準で継続された場合の排出量の減少。
電力の二酸化炭素排出係数の改善	国から示された、2030年度における電力の二酸化炭素排出係数の目標値が達成されると仮定。	排出係数（単位 kg-CO ₂ /kWh）改善による電力由来 CO ₂ 排出量の減少。 0.463 (2018)⇒0.25 (2030 目標)
対策強化*	区として実施可能な行動変容の促進、設備機器の導入・更新の支援や指導・誘導などの対策を中心に、削減可能性を試算。	再生可能エネルギーの導入やプラスチックごみの削減、建築物の脱炭素化などによる排出量の減少。

※現状すう勢(対策継続)に含まれる削減見込量と重複を避けるため、新規の取組みやこれまでの水準を上回る取組みを検討する。

排出量と吸収量の考え方

温室効果ガス排出量を完全にゼロにすることは現実的に困難なため、2050年時点で一定の排出量は存在し、それは樹木による吸収やCO₂の地下貯留・再利用といった吸収量と相殺するという前提のもとに目標値を設定しています。

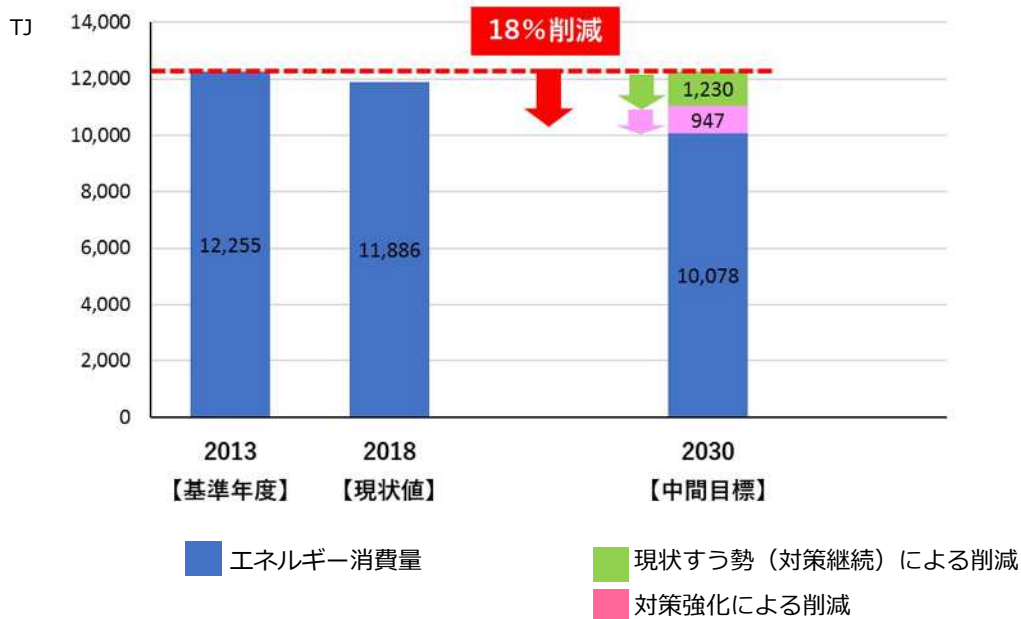
【排出量の考え方】2030年：吸収量を見込まずに2013年排出量から50%削減した数値
2050年ゼロカーボン：排出量=吸収量となる数値



区内のエネルギー消費量削減目標（案）

本計画では、火力発電電力量の増加等の外的な要因により変化する電力の「二酸化炭素排出係数」の影響を受けずに、取組みの成果を図る指標として、エネルギー消費量についての削減目標を以下のとおり設定します。

令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で18%削減



区内の再生可能エネルギー導入目標（案）

本計画では、「北区のエネルギー施策に係る提言」（平成25年3月）における新エネルギーの導入ポテンシャル調査結果や区民・事業者アンケート調査の結果などを踏まえ、区内の再生可能エネルギーの導入目標を以下のとおり設定します。

令和12（2030）年度までに
太陽光発電の設備容量（累計）を129,000 kWまで増加

（1）3 成果指標

項目	単位	目標値	現状値（要更新）	
			数値	年度
北区域の温室効果ガス排出量*	千 t -CO ₂		1,229	H30
北区域のエネルギー消費量*	TJ		11,886	H30
北区域の再生可能エネルギー設備の導入容量*	kW		13,205	R1
区民1人1日あたりのごみ総排出量	g		798	R1

※目標年次を計画終了年度である2032年度ではなく、2030年度とする。

(1) 4 北区の取組み

1 省エネルギーの推進

家庭の省エネルギー促進

区民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。また、個人住宅・集合住宅に省エネタイプの機器・設備導入を進めるための支援を行います。

事業所の省エネルギー促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検実施の周知と普及などの取組みを推進していきます。

区役所をはじめとする公共施設においては、「北区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、区の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

建築物の省エネルギー促進

建築物の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物・設備とするよう普及・啓発を行います。

公共施設の更新・整備等の機会を捉えて、建物における省エネ技術、エネルギーマネジメント技術の積極的な導入を行い、継続的なエネルギー消費量及びエネルギーコストの削減を図ります。

2 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギー設備の導入

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入拡大を進め、家庭や地域でのエネルギー創出を促進します。

建築物の省エネルギー化とともに再生可能エネルギーの導入を促進し、年間のエネルギー消費ゼロを目指した住宅や建物（ZEH・ZEB）の普及拡大を図ります。

再生可能エネルギー電力の導入

環境に配慮された電力として、再生可能エネルギー電力を計画的に公共施設に導入するとともに、区民・事業者に普及啓発を行います。

北区の友好都市をはじめとした他自治体や企業との広域的連携による、再生可能エネルギー電力の調達を推進します。

3 脱炭素型まちづくりの推進

スマートシティの推進

地域の特性に応じた分散型エネルギーシステムの構築や、エネルギーの面的利用の推進など、個人や建物単位による省エネルギー等の取組みだけではなく、地域全体でエネルギーの効率化を図る取組みを推進します。

移動における脱炭素化の促進

自動車の使用について電気自動車・燃料電池自動車の普及を図るとともに、エコドライブへの心がけを啓発します。また、鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

ごみの発生抑制・3Rの推進

廃棄物の処理に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、ごみの減量化や資源化など3Rの活動が、区民生活や事業活動の中で促進するよう取り組みます。

(1) 5 区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. 省エネ型の家電製品や照明を購入・利用する。
2. 再エネ電力、太陽光発電・蓄電池等導入の方法や効果の知識を身につける。
3. 住宅の新築や改築の際、省エネ性能・断熱性能の高い住宅の選択に努める。
4. ゼロカーボン・ドライブ[※]や、公共交通・自転車などの利用、徒歩による移動を心がける。
5. ごみの分別やリサイクルの徹底、食べ残しをしないなど、日々の生活から出るごみの量を減らすよう努める。

事業者が実施する5つの取組み

1. 「省エネ診断」受診、高効率の設備や照明の導入など、事務所の省エネルギー化に努める。
2. 太陽光発電や下水熱、工場排熱などの再エネ・未利用エネルギーの活用に努める。
3. 事務所の建築や改築の際、省エネ性能・断熱性能の高い建築の選択に努める。
4. 通勤時の移動を公共交通・自転車などに転換し、自動車の利用を極力抑える。
5. 事業系ごみの排出抑制に努めるとともに、家庭でゴミが出にくい商品の販売を推進する。

※再生可能エネルギー電力（再エネ電力）と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブ。

気候変動対策 ～緩和策と適応策

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。

2つの気候変動対策

緩和とは？

原因を少なく

緩和策の例

- 節電・省エネ (電球、00)
- エコカーの普及 (自転車、EV車)
- 再生可能エネルギーの活用 (太陽光、風力)
- 森林を増やす (木々)

温室効果ガスを減らす

適応とは？

影響に備える

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意 (蚊)
- 熱中症予防 (帽子、水分補給)
- 災害に備える (防災グッズ)
- 水利用の工夫 (節水)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (果物)

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

気候変動の動向

IPCC 第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されており、確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、海面上昇や洪水・豪雨、食料不足、生態系の損失などが挙げられています。

◆気候変動による将来の主要なリスク

<p>1</p> <p>海面上昇 高潮 <small>(沿岸、島しょ)</small></p>	<p>2</p> <p>洪水 豪雨 <small>(大都市)</small></p>	<p>3</p> <p>インフラ 機能停止 <small>(電気供給、医療などのサービス)</small></p>
<p>4</p> <p>熱中症 <small>(死亡、健康被害)</small></p>	<p>将来の 主要なリスク とは？ <small>複数の分野地域におよぶ 主要リスク 出典 IPCC第5次評価報告書 WGII</small></p>	<p>5</p> <p>食糧不足 <small>(食糧安全保障)</small></p>
<p>6</p> <p>水不足 <small>(飲料水、灌漑用水の不足)</small></p>	<p>7</p> <p>海洋生態系 損失 <small>(漁業への打撃)</small></p>	<p>8</p> <p>陸上生態系 損失 <small>(陸域及び内水の生態系損失)</small></p>

◆2100年末に予測される日本への影響

日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

項目	影響	予測値
気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失~現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
健康	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

出典：環境省環境研究所の推定値(推定値) 5/8 2014年現在

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

基本施策 (2)

気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】

(2) 1 現状

気温・降水等の現状

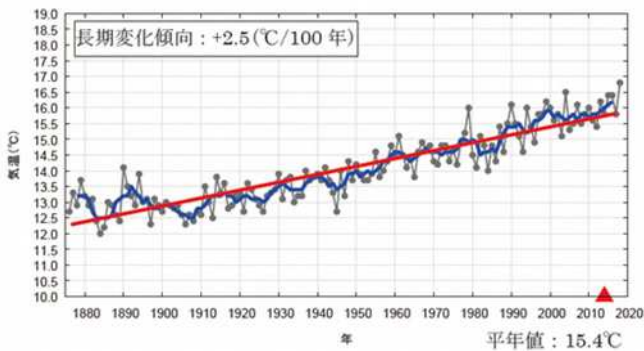
・年平均気温・年降水量の現状

東京管区気象台の年平均気温は、1897年～2016年において、100年あたり2.5℃の割合で上昇しています。特に冬の平均気温の上昇幅が他の季節に比べて大きくなっています。

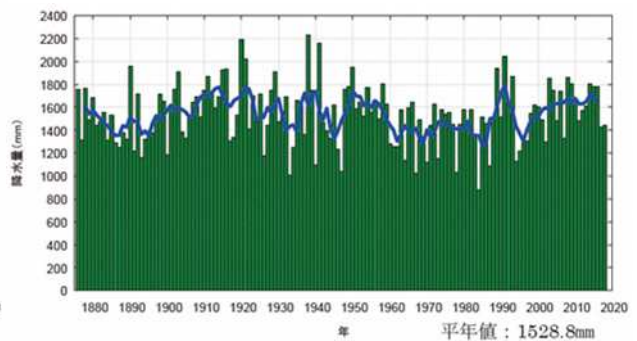
年降水量には、有意な変化傾向はみられません。

なお、短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の年間発生回数は、観測データが少なく、明確な変化傾向は確認できませんが、気象庁がまとめた全国1,300地点の発生回数では、最近10年間（2010～2019年）の平均年間発生回数（約327回）は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数（約226回）と比べて約1.4倍に増加しています。

◆東京の年平均気温の変化



◆東京の年降水量の変化

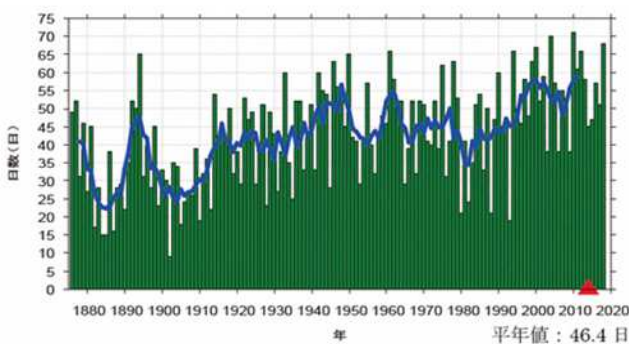


出典：気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -

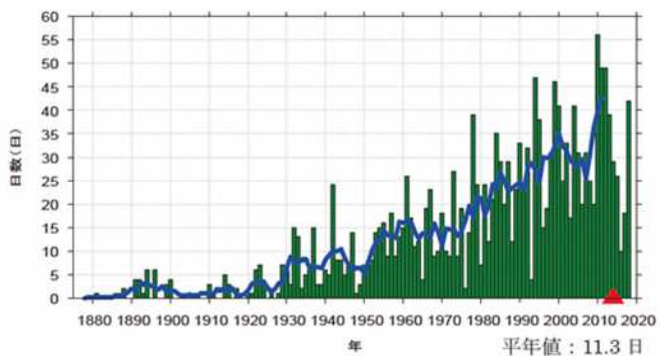
・真夏日・熱帯夜、冬日の日数の推移

東京管区気象台で観測された真夏日、熱帯夜の年間日数は増加傾向で変化しており、冬日日数は減少傾向となっています。

◆東京の真夏日日数の変化



◆東京の熱帯夜日数の変化

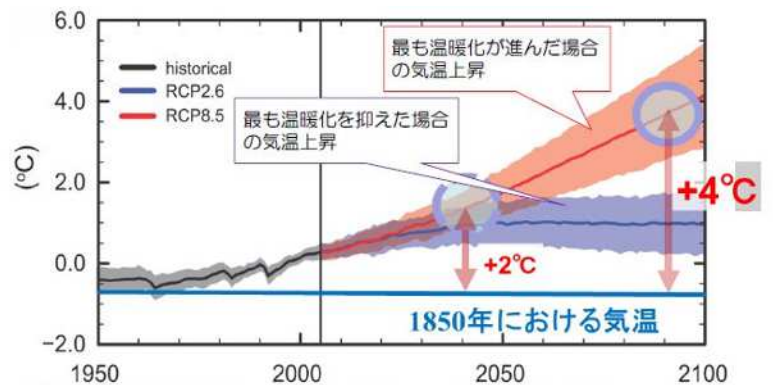


出典：気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -

気温・降水等の将来予測

地球温暖化が進行すると、気温の上昇に加えて降水パターンが変化するなど、さまざまな気候の変化が生じると考えられています。今回、文部科学省において作成されたアンサンブル気候予測データベース※を用いて行われた実験結果から、北区周辺における気候の将来予測を行いました。

世界の平均気温が、産業革命（1850年）以前より2℃上昇した2040年頃（温室効果ガス濃度の増加を最も多く想定した場合：RCP8.5シナリオ）の北区周辺における気象の予測結果は、以下のとおりとなっています。



出典：2020年度 気候変動への適応策に関する調査研究報告書に加筆
(オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

※高解像度の気象モデルを用いて、多数のアンサンブル実験（初期値にわずかなばらつきを与えて複数の計算を行う手法）により作成しているため、稀にしか起こらない気象現象の頻度や規模の変化を適切に把握できるという特徴がある。

今回、過去の気象は1951年～2010年の60年間における気象観測所のデータをもとに、将来の気象は世界の平均気温が産業革命（1850年）以前より2℃及び4℃上昇した条件の2パターンで実験を実施。

・日最低気温、日平均気温、日最高気温の月別の平均値の予測

日最低気温、日平均気温、日最高気温は通年で1.7℃～2.6℃の気温上昇が予測されます。

◆ 「2℃昇温実験の値」と「過去実験の値」との差

	℃											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日最高気温	+2.4	+2.3	+2.0	+1.8	+1.7	+1.7	+1.6	+1.8	+1.9	+2.1	+2.1	+2.3
日平均気温	+2.5	+2.3	+2.0	+1.7	+1.7	+1.7	+1.7	+1.8	+2.0	+2.2	+2.2	+2.4
日最低気温	+2.6	+2.4	+2.0	+1.7	+1.7	+1.7	+1.7	+1.9	+2.1	+2.3	+2.3	+2.5

出典：2020年度 気候変動への適応策に関する調査研究報告書に加筆
(オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

・真夏日、猛暑日、熱帯夜の年間日数の予測

真夏日日数は年間 63.4 日と約 1.4 倍に、熱帯夜は年間 44.0 日と約 2 倍に増加すると予測されます。

◆真夏日日数の予測

	過去平均 (1951-2010)	将来 2℃昇温 (2040 頃)
3月	0.0 日	0.0 日
4月	0.0 日	0.0 日
5月	0.3 日	1.1 日
6月	2.5 日	5.5 日
7月	14.7 日	18.9 日
8月	21.6 日	25.5 日
9月	7.0 日	11.9 日
10月	0.1 日	0.5 日
11月	0.0 日	0.5 日
合計	46.1 日	63.4 日

◆熱帯夜日数の予測

	過去平均 (1951-2010)	将来 2℃昇温 (2040 頃)
3月	0.0 日	0.0 日
4月	0.0 日	0.0 日
5月	0.0 日	0.0 日
6月	0.2 日	1.4 日
7月	6.4 日	13.9 日
8月	11.8 日	22.2 日
9月	2.1 日	6.5 日
10月	0.0 日	0.0 日
11月	0.0 日	0.0 日
合計	20.5 日	44.0 日

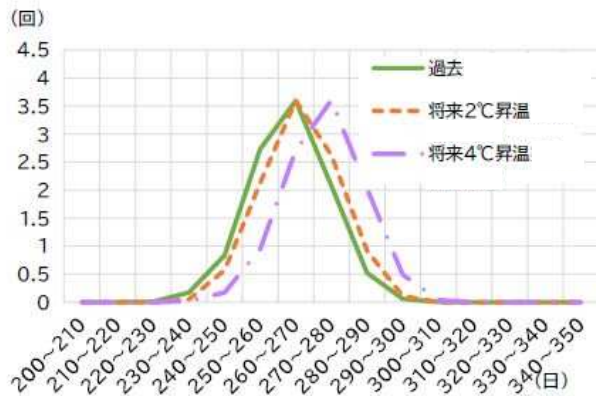
・年最大 1 時間降水量の確率降水量の予測

確率降水量（ある期間に 1 度発生すると考えられる降水量）は、30 年に 1 度の豪雨は、過去の約 78mm/時間に対し、約 95mm/時間に増大すると予測されます。

	確率降水量 (mm/時間)		
	30 年に 1 度	50 年に 1 度	100 年に 1 度
過去平均 (1951-2010)	78	84	91
将来 2℃昇温 (2040 頃)	95	103	108

・無降水日の日数の頻度分布（10 年あたりの回数）の予測

将来は無降水日（雨の降らない日）がやや増加する傾向にあると予測されます。



実験名	単位：日	
	平均値	中央値
過去平均 (1951-2010)	262.9	263.0
将来 2℃昇温 (2040 頃)	265.9	266.0
将来 4℃昇温 (2090 頃)	272.4	273.0

出典：2020 年度 気候変動への適応策に関する調査研究報告書に加筆
(オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

(2) 2 課題

地球温暖化対策として、温室効果ガス排出を削減する「緩和策」とともに、短時間豪雨の増加や気温上昇による熱中症の増加など、気候変動による影響に備える「適応策」を進める必要があります。

「適応策」を進めるにあたっては、北区の地域特性を考慮して、分野横断的に適切な情報収集や対策の検討を行うとともに、積極的な情報発信により「適応策」の必要性、日常生活や事業活動との関係を区民や事業者認識してもらうことが重要です。

気候変動の影響 ～主要7分野

環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁の共同で、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」が作成されており、農業・森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活に関して、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています



出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

北区気候変動適応計画の目標

温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）とあわせて、気候変動がもたらす影響被害を可能な限り回避、軽減する適応策に取り組み、生命や財産、暮らしや活動を守ることにより、人々・事業者から選ばれ続けるまちを実現する。

【基本戦略】

① 区の施策全般にわたって、気候変動適応に取り組む

気候変動による影響は、自然災害だけでなく、生活や産業の幅広い分野にわたり現れています。関連するあらゆる施策に気候変動適応の考え方を取り込み、現在及び将来の気候変動による影響に対処していきます。

② 優先的に取り組む分野を設定する

幅広い分野に及ぶ気候変動の影響ですが、区民にとって影響が大きいと考えられる分野・項目に重点を置くなど、優先順位をつけて取り組みます。

③ あらゆる主体と連携・協働して、地域特性に応じた対策を講じる

流域治水をはじめとした面的対策を必要とする施策は、国や東京都、近隣自治体と連携して取り組むとともに、区民や事業者と相互に協働して、区の特徴を考慮した取組みを推進していきます。

④ 気候変動に関する情報の収集・提供体制を整備する

区民や事業者をはじめとしたあらゆる主体と連携・協働して気候変動適応の施策を推進するために、科学的知見に基づいた気候変動に関する情報の収集、積極的な情報の周知や啓発に取り組みます。

【優先的に取り組む分野】

区における気候変動影響の評価について検討を行った結果^{*}、緊急性・重要性が高い以下3つの分野について、優先的に取り組むこととします（検証結果の詳細については、資料編「5. 北区の気候変動による影響の予測」を参照）。

- **自然災害** 洪水・内水氾濫、地すべり等の水害・土砂災害、強風 など
- **健康** 熱中症、感染症 など
- **区民生活** インフラ・ライフラインへの影響、ヒートアイランド現象 など

(2) 3 成果指標

項目	目標値	現状値（要更新）	
		数値	年度
気候変動適応（風水害対策、熱中症・感染症対策等）の取組みの成果を示す指標について検討中			

(2) 4 北区の取組み

1 自然災害対策の推進

豪雨の増加や台風の大型化等による河川氾濫、浸水や土砂崩れなどの自然災害対策について、国及び東京都と連携した河川改修や建築物における対策などハードの対策と、災害時の行動指針やハザードマップの作成・公表など、区民等に向けた情報発信・普及啓発などソフトの対策の両面を推進します。

取組みの推進にあたっては、2018（平成 30）年に改定した「北区地域防災計画」、令和 4（2022）年に策定した「北区国土強靱化地域計画」や「大規模水害避難行動支援計画」など、防災に関する計画に示す方針に基づき、今後、より大きくなるリスクに対応できるよう、適宜検証と見直しを図っていきます。

2 健康被害対策の推進

真夏日や猛暑日の増加などにより、暑熱による熱ストレスが増大し、熱中症のリスクがより高まっていることから、施設における熱ストレスを軽減する設備の導入、利用時間等の変更や注意喚起などを行うとともに、予防に関する情報提供などの普及啓発を推進します。特に、高齢者や子どもなど影響を受けやすい区民を対象にした取組みを充実させます。また、まちなかの避暑地として、公共施設をはじめ、事業者へ「クールスポット」の設置を呼びかけます。

今後、気温上昇などにより感染症を媒介する生き物（蚊やマダニなど）の分布領域が変化し、感染症のリスクが増加する可能性があることから、感染症の傾向や予防に関する情報発信などを推進します。

3 区民生活への影響対策の推進

ヒートアイランド現象による温度上昇を抑制するため、建築物の蓄熱抑制や、まちなかの緑化を推進します。また、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保します。

これら区民生活への影響が大きい分野の対策に取り組むことにより、緑や憩いの場にあふれるまち、災害に強いまちなど、区民や事業者等がより暮らしやすく、働きやすいまちとしての魅力を創出していきます。

(2) 5 区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成など風水害の発生に備えた防災対策を行う。
2. 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努める。
3. 緑のカーテンや打ち水など、住まいを涼しくする工夫をする。
4. 冷暖房を適切に使用し、空調排熱を抑制する。
5. 住宅などの新築や改築の際、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など定期的なメンテナンスを行う。

事業者が実施する5つの取組み

1. 日常から備品や設備の点検を行うなど、風水害の発生に備えた防災対策を行う。
2. 熱中症・感染症対策の情報を収集し、事業活動中の予防に努める。
3. 屋上緑化や壁面緑化などを行うとともに、まちなかのクールスポット創出や休憩スペースの設置に協力する。
4. 冷暖房を適切に使用し、空調排熱を抑制する。
5. 事業所などの新築や改築の際、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置に努める。

基本目標 2

安全・安心・快適に暮らせるまち

基本方針

良好な生活環境と区の魅力は密接に関係しており、北区は生活環境の保全に対する取組みを推進してきました。大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する取組みについては、国や東京都との連携のもと、計画的に実施していきます。また、身近な生活環境に関する課題として、北区では世帯の約8割が集合住宅に居住しており、住宅の過密化や生活様式の多様化といった地域課題、さらには新型コロナウイルス感染症がもたらした多くの変化なども含め、適切に対策を進めていきます。

さらに、気候変動がもたらす風水害をはじめとして、都市において想定されるさまざまな災害に対応するため、環境面からの取組みを推進していきます。

これらの取組みとあわせて、北区を特徴づける優れた景観の保全や地域美化を推進し、環境汚染が少なく、だれもが安全・安心・快適に暮らせるまちを目指します。

基本施策

(3) 安全・安心な生活環境の確保

- ① 環境汚染対策の推進
- ② 身近な環境問題に関する取組み
- ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

(4) 快適なまちづくりの推進

- ① まちの美化
- ② 良好な景観形成の推進

主に関連する SDGs の目標・関連施策



- (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進
- ③ 脱炭素型まちづくりの推進

- (2) 気候変動適応策の推進
- ③ 自然災害対策の推進

- (8) 質の高い緑の創出と活用
- ③ 区民とともにある緑の活用

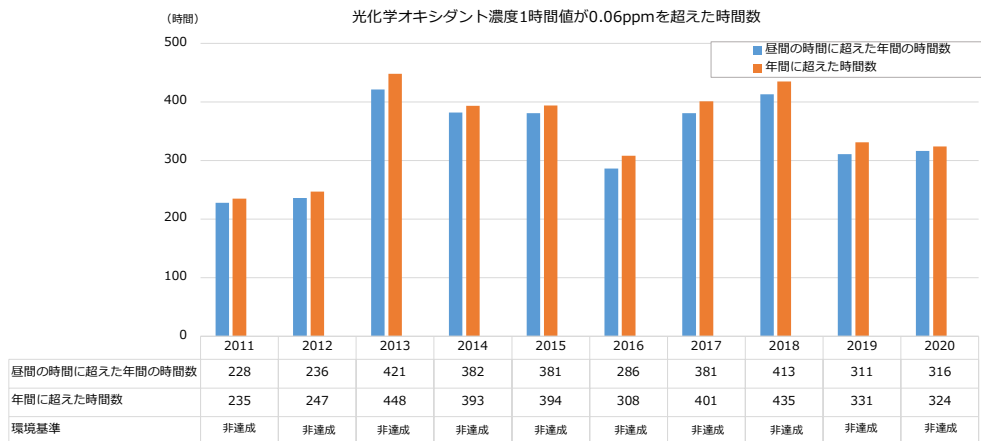
基本施策 (3) 安全・安心な生活環境の確保

(3) 1 現状

区民の健康の保護及び生活環境の保全のためには、大気汚染や化学物質による環境汚染に対し、継続的な監視・測定や情報発信、正しい知識の普及や事業所等への指導の徹底など、包括的に対応していくことが重要です。

区内では、北区役所第1庁舎、滝野川分庁舎、なでしこ小学校で大気汚染の常時監視が行われており、令和2（2020）年度は光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しています。そのほか、区内を流れる荒川、隅田川、新河岸川、石神井川と浮間ヶ池、赤羽自然観察公園における定期的な水質調査や、区内の主要道路における騒音調査などが実施されています。

◆光化学オキシダント（Ox）の測定結果推移（要更新）

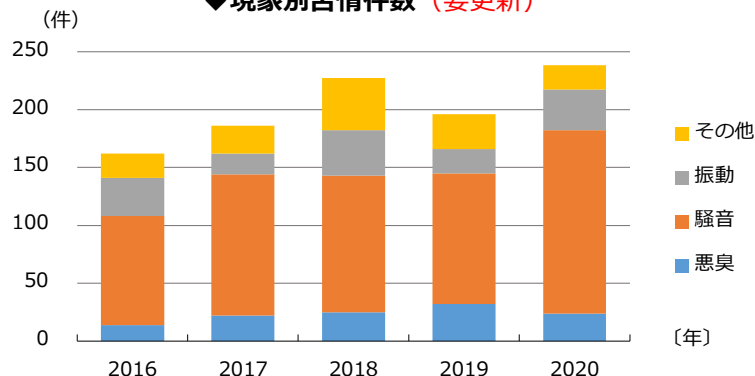


出典：北区の環境（令和2年度）

近年、公害苦情の件数が微増傾向にあり、かつては工場・指定作業場から発生する騒音・振動・悪臭・ばい煙などが主でしたが、最近では、建設現場から発生する騒音・振動、一般家庭から発生するエアコン・ピアノなどの騒音、飲食店などから発生するカラオケ・人声等の深夜騒音への苦情などが多くなっています。

また、新型コロナウイルス感染対策としてのテレワーク等が一般的となり、これまでより自宅を中心とした身近な生活環境に対する意識が高まってきていると考えられます。

◆現象別苦情件数（要更新）



出典：北区の環境（令和2年度）

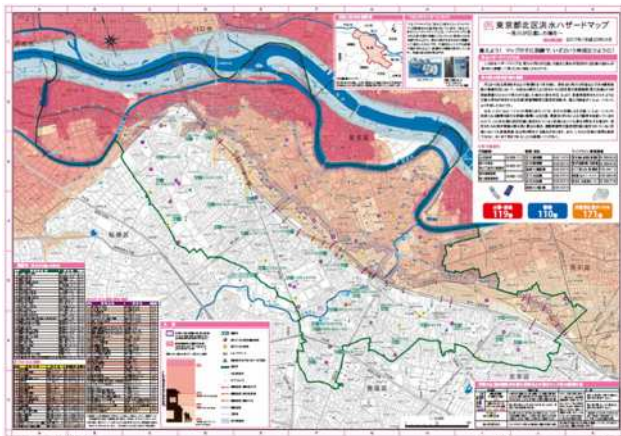
東日本大震災という未曾有の大災害により、インフラの途絶や多数の帰宅困難者の発生、震災後も長期的に継続するがれきへの対応等、大規模地震が招くさまざまな課題が顕在化し、これまでの防災・減災対策のあり方が大きく問われることとなりました。

北区には4つの河川（荒川、新河岸川、隅田川、石神井川）が流れており、台風の接近・上陸に伴う大雨や集中豪雨、高潮によって、これら河川が氾濫し、大規模水害に見舞われる可能性があります。また、区内の公共下水道は、1時間当たり50ミリメートルの降雨を想定した整備をおおむね完了していますが、一時的にそれを上回るような強い雨が降ると、下水管の排水能力を超えてしまい、浸水被害発生の懸念が生じます。

さらに、台地と低地の境にある崖線においては、台風や大雨、梅雨時などの長雨などにより急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生する危険性があります。

北区では洪水及び土砂災害に関するハザードマップを作成し、公表・配布を行っているほか、風水害の発生に備えた避難行動を時系列に整理する「マイ・タイムライン」の作成・活用を促す講座を実施するなど、区民の防災意識向上を図る取組みを推進しています。

◆北区洪水ハザードマップ（要更新）



◆マイ・タイムライン作成講座



(3) 2 課題

土壌汚染対策やアスベスト等、漸次強化される規制への迅速な対応が求められています。大気、水質、騒音・振動、化学物質などの監視・測定を継続するとともに、住工混合が進むなか、工場を発生源とする騒音・振動をはじめとした多様化する課題について、地域特性に応じたきめ細やかな対応が必要となっています。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」も踏まえつつ、近隣に配慮した暮らし方に関する継続的な啓発活動が必要です。

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、国や東京都との連携を強化し、河川や下水道の整備などの流域治水対策、高台まちづくり、急傾斜地の対策などを進めていく必要があります。

また、都市の防災機能向上のため、災害時の貴重なオープンスペースとなる公園や緑地の整備を進めるほか、自立型・分散型のエネルギーシステムの導入など、庁舎をはじめとする公共施設等の機能維持・向上を図る対策が求められています。

(3) 3 成果指標

項目		目標値	現状値 (要更新)	
			数値	年度
光化学スモッグ注意報の発令日数	回/年		5	R2
北区の環境に関する区民満足度	空気のきれいさ、さわやかさ	%	82.0	R2
	静かで穏やかな生活		81.8	R2
	災害などからの安全性		77.1	R2

(3) 4 北区の取組み

1 環境汚染対策の推進

大気、水質、土壌など、化学物質をはじめとする区内の環境状態の監視・測定を継続的に実施していくとともに、国や東京都との連携のもと、指導の徹底と正しい知識の普及によって、区民や事業者との適切なリスクコミュニケーションを図ります。

2 身近な環境問題に関する取組みの推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び区民の環境に対する満足度向上に向けた取組みを実施します。

3 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

日頃からの防災意識を高め、災害への備えを十分なものとするための普及啓発や情報発信により一層取り組みます。

関係機関と連携しながら、風水害等に備えたハード整備や施設・設備の点検・維持管理を推進するとともに、災害時に災害対策本部として機能を担う庁舎や避難所となる公共施設・学校等において、自立的エネルギーとして活用できるシステムの導入を図ります。

道路の拡幅整備やバリアフリー等による避難路の確保、緑地等の整備による避難地の確保や延焼防止機能の強化など都市防災機能の強化を図ります。また、今後想定される首都直下地震などによる被害に備え、東京都や他自治体、関係機関と連携した災害廃棄物対策を実施します。

(3) 5 区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. 大気や水質等に関する情報を収集し、環境汚染問題に対する理解を深める。
2. 家電や自転車等を廃棄する際には、各種リサイクル法を守る。
3. 騒音の防止等、近隣に配慮した生活を心がける。
4. エアコンや洗濯機などの家電の購入時には、できるだけ低騒音型を選択する。
5. 日頃から避難場所や避難経路を確認するなど、災害に対する意識を高める。

事業者が実施する5つの取組み

1. 大気や水質等に関する情報を収集し、環境汚染問題に対する理解を深める。
2. 有害物質を含んだ排水やその他化学物質の適正管理、事業系廃棄物の適正処理を行う。
3. 防音・防振対策の徹底など、騒音や振動、その他環境規制の基準遵守に努める。
4. 低騒音・振動型の機械や設備の導入に努める。
5. 日頃から避難場所や避難経路を確認するなど、従業員等の災害に対する意識を高める。

基本施策（4）

快適なまちづくりの推進

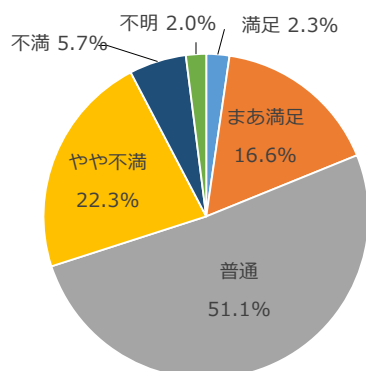
（4） 1 現状

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える都市空間の形成には、美しいまち並みの創造が必要です。

清潔で快適なまちを維持するため、町会・自治会をはじめ地域の学校や事業者にも働きかけ、区民と協働して環境美化推進事業など、まちの美化活動を推進してきました。

一方、東京都受動喫煙防止条例により、原則屋内禁煙となったため、屋外における喫煙者の増加に伴うポイ捨てや歩行喫煙、受動喫煙に対する苦情への対策が求められています。また、不法投棄問題や、廃棄物等の堆積に起因する管理不全な家屋、いわゆる「ごみ屋敷」問題など、生活環境に関する問題は多岐にわたっています。

◆「まち並みの美しさ」に対する区民満足度



◆ポイ捨て防止キャンペーンの様子



区の景観については、「みんなでつくる北区景観百選 2019」の認定などにより、区を特徴づける魅力的な景観について区民が主体となった景観づくりを推進しています。また、「北区景観づくり計画」（平成 27 年 9 月）に基づき、景観法に基づく届出や屋外広告物に関する規制等の制度運用を行っています。

そのほか、区民にとって身近な公園や水辺環境の整備、駅前の違法駐車や放置自転車の防止に取り組み、美しいまち並みの維持、まちの魅力向上を図っています。

（4） 2 課題

地域美化に関しては、アンケート調査による区民の満足度が低下しており、生活環境の改善に向け、区民一人ひとりの自覚を高めることが重要です。区民や事業者など、地域における多様な主体と協働して美化活動を推進していく必要があります。また、たばこのポイ捨て、歩行喫煙防止のため、喫煙マナーの向上に関する啓発とともに、指定喫煙場所の環境改善等、屋外における喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備が必要です。

地域の特性を活かした、区民や事業者の自主的な取組みによる景観づくりを進める一環として、地域住民との協働や景観づくりに対する機運の醸成、意識啓発が重要です。

違法駐車や放置自転車は、まちの美観だけでなく、消防活動や救急救命活動、ゴミの収集などを妨げ、区民生活に大きな影響を及ぼす迷惑行為であることから、モラル向上を図る啓発とともに、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備・促進を図る必要があります。

(4) 3 成果指標

項目			目標値	現状値 (要更新)	
				数値	年度
北区に関する 区民満足度	まち並みの 美しさ	%		70.1	R2
ポイ捨て防止キャンペーンへの参加 人数 (1回あたり)		人		163	R2
区内駅周辺の放置自転車数		台		664	R2

(4) 4 北区の実践

1 まちの美化

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対する区民・事業者のモラルを向上させるとともに、地域との協働によるまちの美化の取組みとして、「ポイ捨て防止キャンペーン」等を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

路上喫煙防止条例の周知をより一層図るとともに、助成制度を活用した民間による屋内公衆喫煙所の整備など、指定喫煙場所の環境改善を行います。また、いわゆる「ごみ屋敷」問題について、居住者に寄り添った福祉的支援を含め、関係機関と連携して対応を検討します。

2 良好な景観形成の推進

良好なまちの景観を形成するため、「北区景観づくり計画」等に基づく取組みを実施し、地域の特色を活かした北区らしい景観づくりを推進します。また、区内駅周辺の放置自転車削減に向けた取組みを強化します。

(4) 5 区民・事業者の実践

区民が実施する5つの取組み

1. ごみやたばこのポイ捨て、歩きたばこをしないなどのルールを守る。
2. 地域の清掃・美化活動に積極的に参加する。
3. 建築物を新築・改修する際、周辺の景観に配慮する。
4. 景観に関するさまざまなイベントに参加し、まちの魅力や課題を発見し、人へ伝える。
5. 自動車や自転車は駐車場・駐輪場を利用し、路上の通行を妨げない。

事業者が実施する5つの取組み

1. 助成制度を活用した屋内型公衆喫煙所の設置を検討する。
2. 事業所や周辺の清掃・美化に努める。
3. 建築物を新築・改修する際、周辺の景観に配慮する。
4. 屋外広告物を設置する際は、北区景観づくり条例に基づく事前相談等を活用し、東京都屋外広告物条例を遵守する。
5. 来客用に十分な駐車場・駐輪場の確保に努める。

基本目標

3

資源循環の輪をつなげるまち

基本方針

北区は、これまで将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を区民・事業者との協働により推進してきました。

さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進のため、プラスチック使用製品の分別回収や食品ロス対策などの取組みとともに、区民や事業者へのきめ細かい情報提供など、ごみの発生抑制・排出抑制を第一とした施策により、「区民1人1日あたりのごみ総排出量※」の削減を図ります。

これらの取組みにより、「2050 カーボンニュートラル」「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を目指します。また、有害・危険なごみは安全に処理し、ごみ出し困難者へのきめ細かな対応や、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を構築することで、安全で安心なごみの適正処理を推進します。

※ 区が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、区の許可業者が収集する持込ごみの合計量（ごみ排出量）に、区が回収する資源と集団回収により回収される資源を加えた量。

基本施策

(5) 資源循環型システムの構築

- ① ごみの減量化の推進
- ② 資源の有効利用の推進
- ③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発

(6) ごみの適正処理の推進

- ① 収集運搬体制の充実
- ② 安定的な処理体制の維持

主に関連する SDGs の目標・関連施策

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさを守ろう



- (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進
- ③ 脱炭素型まちづくりの推進

- (2) 気候変動適応策の推進
- ① 自然災害対策の推進

基本施策 (5)

資源循環型システムの構築

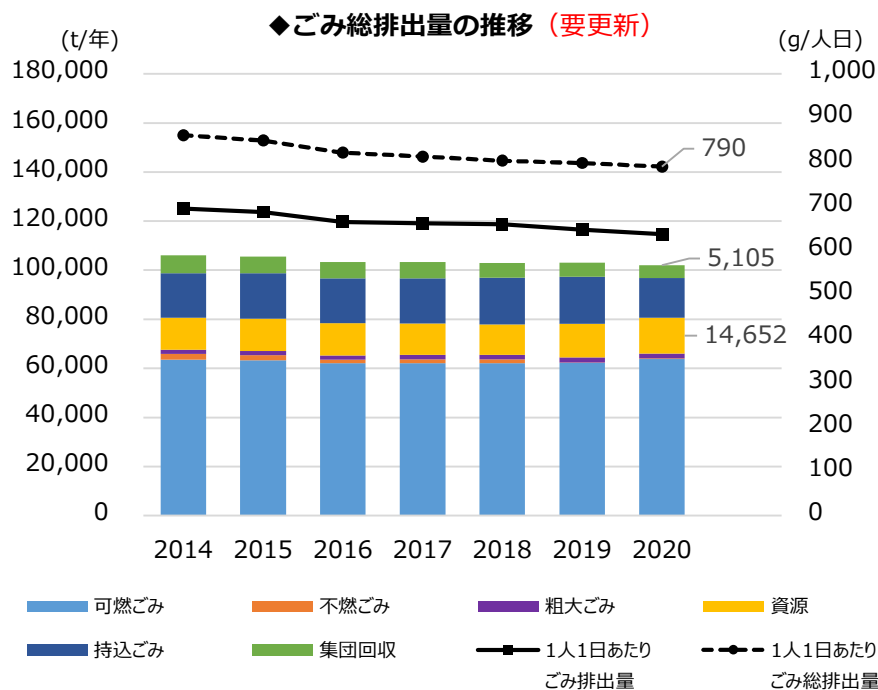
(5) 1 現状

令和2（2020）年度の北区のごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）の収集量は64,439 tであり、平成27（2015）年度までは減少傾向にありましたが、近年は65,000 t前後で推移しています。

北区では、3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用）の取組みを評価するために、ごみの収集量に回収した資源量を加えたごみ総排出量を目標指標としています。令和2（2020）年度において、区民一人一日当たりのごみ総排出量は790g/人・日となっており、特別区の平均797g/人・日を下回っています。

北区では、古紙をはじめ、缶、びん、ペットボトル、紙パック、発泡トレイなどを、資源や地域の特性に応じた回収を行っているほか、紙類などは集団回収を推奨し、ごみの再資源化に努めています。

令和2（2020）年度の資源回収量は14,652 tとなっており、近年は増加傾向にある一方、集団回収量は5,105 tとなっており、平成26（2014）年度以降、減少傾向が続いています。

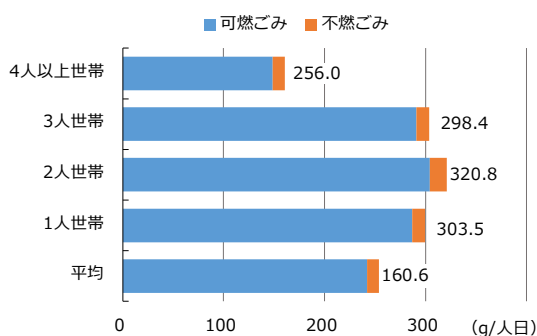


出典：北区の環境（令和2年度）

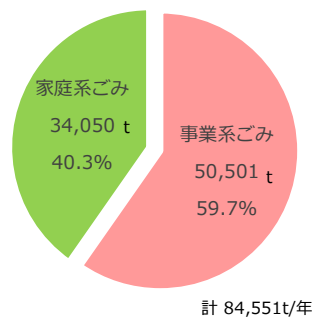
北区のごみの組成に着目すると、令和元（2019）年度に実施した北区のごみの排出原単位調査から推計される、家庭ごみと事業系ごみの割合は約40：60となっており、世帯人数別のごみ排出量の平均は可燃ごみが242g、不燃ごみが14gです。

また、可燃ごみの中には資源化可能物が13.8%、不燃ごみが0.4%、合計で14.2%の分別不適物が混入しており、不燃ごみの中には資源化可能物が25.8%、可燃ごみが8.3%、合計で34.1%の分別不適物が混入しています。

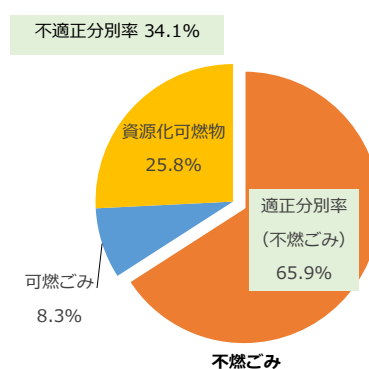
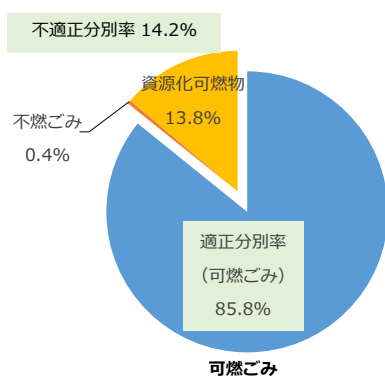
◆世帯人数別のごみ排出量



◆家庭ごみと事業系ごみの割合



◆資源化可能物及び不適正分別の割合



出典：北区一般廃棄物処理基本計画 2020（令和2年）

(5) 2 課題

ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

北区では事業系ごみのごみ排出量の約6割を占めていると推計され、排出事業者の規模や業種に合わせた指導・助言を行うことにより、事業系ごみの減量を促進する必要があります。

また、ごみの中には、資源として利用できるものも混入しており、分別の徹底を周知・啓発するとともに、資源化を行う品目の拡大を検討する必要があります。

このほか、食品ロス削減の強化が求められているほか、海の生態系に甚大な影響を与え、世界的な問題となっているプラスチック製品についての生産・使用の削減が必要とされています。特にレジ袋やペットボトルなど、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減に向けた一層の取組みが必要となっています。

(5) 3 成果指標

項目		目標値	現状値 (要更新)	
			数値	年度
区民1人1日あたりのごみ総排出量	g		798	R1
区民1人1日あたりのごみ排出量※	g		647	R1

※（1）脱炭素社会に向けた緩和策の推進における成果指標の再掲

(5) 4 北区の取組み

1 ごみの減量化の推進

広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）によるごみの発生抑制のための情報を継続して提供します。

また、区民や事業者の主体的な発生抑制の取組みを推進するために、地域と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

2 資源の有効利用の推進

ごみとして出される資源物を削減するため、ごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく区民や事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

また、不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに、缶・びん・ペットボトルのステーション回収をはじめ、集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源物回収に引き続き取り組んでいきます。

事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組みにつなげるための情報発信を行っていきます。

3 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発

持続可能な経済成長・発展を実現する経済システムである循環経済への転換に向けて、循環経済の意義について周知するとともに、区民に対するエシカル消費行動[※]の呼びかけ、事業所に対する環境配慮型商品・製品の設計・製造・販売を呼びかけていきます。

※倫理的消費(エシカル消費)。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

(5) 5 区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. ごみの分別を徹底し、混入物のない適正なごみ排出をする。
2. 食品は調理法の工夫や必要な分だけ計画的に購入するなど、無駄な廃棄を減らすよう心がける。
3. 生ごみの水切りなど、ごみの減量化に努める。
4. リサイクルできるものは資源として再利用するよう努める。
5. エコマークやグリーンマークなど環境に配慮した商品の購入やリターナブル（再使用できる）な製品の利用を心がける。

事業者が実施する5つの取組み

1. 事業活動に伴い発生した一般廃棄物を適正に処理する。
2. 産業廃棄物は処理業者に委託して適正に処理し、マニフェストにて管理する。
3. 調理法の工夫や宴会時の「30・10運動」啓発など、食品ロス削減に資する取組みを進める。
4. マイバックの推奨や過剰包装の抑制など、ごみの減量化に資する取組みを進める。
5. リターナブル（再使用できる）な製品や再生材料を利用した商品など、環境負荷の少ない商品の製造・販売に努める。

基本施策（6）

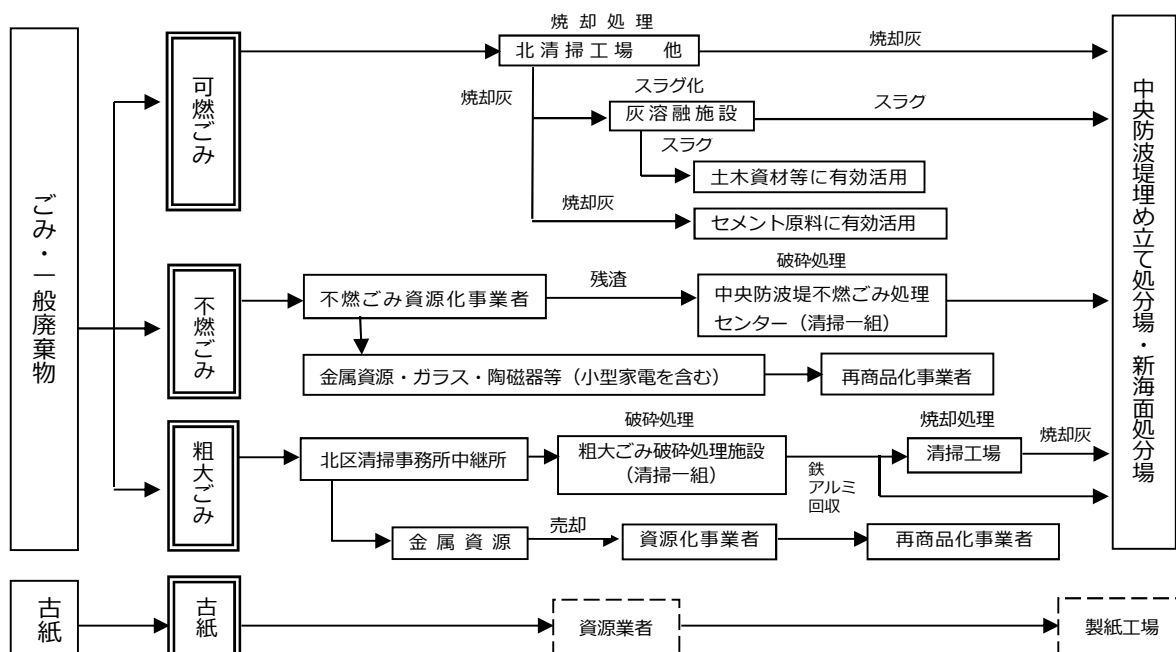
ごみの適正処理の推進

（6） 1 現状

ごみ収集では、毎日多くの車両が稼働しており、二酸化炭素の排出といった環境への負荷を与えています。また高齢化が進行する中、ごみ出しが困難な世帯の増加や、在宅医療の普及に伴い、家庭ごみに医療廃棄物が混入するなどの問題が発生しています。

また、東日本大震災の教訓も踏まえ、災害発生後の早期復旧・復興のためには、膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できる体制を平時から築いておくことが重要であることから、平成 31（2019）年 3 月に「北区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

◆北区のごみ処理経路（要更新）



（6） 2 課題

区民にとって分かりやすく、利便性の高いリサイクル清掃事業が求められているとともに、脱炭素社会に向けた環境負荷の少ない効率的な収集運搬体制の構築が必要です。また、高齢者などごみ出しに困難を伴う区民など、地域や個別の状況に応じたよりよい収集の方法について検討を進めていく必要があります。

最終処分場への影響を最小化するために、焼却処理や選別処理などごみの中間処理について、安定的な体制の維持が求められています。

また、水銀含有廃棄物や医療廃棄物など有害性や危険性のある廃棄物については、安全かつ適正に処理することが必要です。さらに災害廃棄物などについては、「北区災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるための具体的なルールづくり等が必要です。

(6) 3 成果指標

項目	目標値	現状値 (要更新)	
		数値	年度
安定的・効率的なごみの収集運搬・処理体制に向けた 取組みの成果を示す指標について検討中			

(6) 4 北区の取組み

1 収集運搬体制の充実

プラスチック資源の収集や高齢者世帯の増加など将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全、経済性に配慮した収集・運搬を行います。

2 安定的な処理体制の維持

東京二十三区清掃一部事務組合や民間の事業者と連携し、ごみの安定的な処理体制の推進を図るほか、清掃工場が安定して操業するためにも搬入基準を満たさないものや水銀等有害物質が混入しないよう、広く周知を行います。

(6) 5 区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. ごみの円滑な収集のため、ごみの分別を徹底するほか、排出場所や日時を守る。
2. ごみの埋立最終処分場の使用可能年数を伸ばすため、ごみの排出抑制やリサイクルに努める。
3. テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンを廃棄する際は、家電リサイクル法を守る。
4. 蛍光管や水銀体温計など、水銀を含む廃棄物の適正な排出を徹底する。
5. 区で収集を行っていない廃棄物は、販売店や指定の回収業者に依頼する等、適正な処理を行う。

事業者が実施する5つの取組み

1. ごみの円滑な収集のため、ごみの分別を徹底するほか、決められた排出方法を守る。
2. ごみの埋立最終処分場の使用可能年数を伸ばすため、ごみの排出抑制やリサイクルに努める。
3. テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンを廃棄する際は、家電リサイクル法を守る。
4. 蛍光管や水銀体温計など、水銀を含む廃棄物の適正な排出を徹底する。
5. 区が収集・処理しない廃棄物のうち、店舗等で回収可能なものについて、区民に周知を行う。

基本目標

4

身近な自然を守り育て、活用するまち

基本方針

北区は、北区緑の基本計画に基づいて、「ひといきいき みどりいきいき 育てる つながる 北区」をキャッチフレーズに、区民・事業者との協働のもと、豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継ぐべく、緑の保全・創出につとめてきました。

これまでに取り組んできた公園・緑地や水辺環境の整備、生物多様性の保全などの取組みをより一層充実させるだけでなく、気候変動対策において役立つグリーンインフラ[※]としての緑、またコロナ禍において重要性が高まった、身近なレクリエーション・やすらぎの場としての緑といった視点から、質の高い緑の創出と活用を図ります。

※ 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする考え方

基本施策

(7) 豊かな緑・水辺の保全

- ① 地域に密着した緑の保全
- ② 生物多様性の保全と回復
- ③ 水辺環境・水循環の保全

(8) 質の高い緑の創出と活用

- ① 公園・緑地の整備・維持管理
- ② まちなかの緑化推進
- ③ 区民とともにある緑の活用

主に関連する SDGs の目標・関連施策



- (2) 気候変動適応策の推進
- ② 健康被害対策の推進
- ③ 区民生活への影響対策の推進

- (3) 安全・安心な生活環境の確保
- ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

基本施策（7） 豊かな緑・水辺の保全

（7） 1 現状

北区には、飛鳥山、崖地、河川敷等に今なお貴重な緑が残っており、崖線から台地部に古くから緑地を活かした公園の緑地が緑の骨格を形成し、樹林や大径木の分布も多いという特性がみられます。桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園 100 選に選ばれた音無親水公園などがあり、みどりのまちなみを形成し、憩いの場となっています。また、良好な自然環境は、子どもたちが多様な生きものの命の営みとふれあい、生きることの尊さを知るためにも大変重要です。

北区では、令和2（2020）年3月に策定した「北区緑の基本計画2020」に「生物多様性地域戦略」を位置づけ、豊かな生態系を育む緑づくりを行っています。取組みとして、動植物の生息に関する基礎的な調査を継続して実施しており、昭和59年度から実施している「北区河川生物生息調査」について、令和2（2020）年度の調査ではレッドリスト記載種や外来種を含む30種類の魚類を確認しました。毎年度の調査により、地球温暖化の影響と考えられる特定種の生息範囲の北上などが確認できています。

また、区民と連携しながらの生きもの調査も行っており、平成17（2005）年度から19（2007）年度にかけて行った生物調査の結果をもとに、3種類のガイドブックを作成しました。

◆北区いきものガイドブック



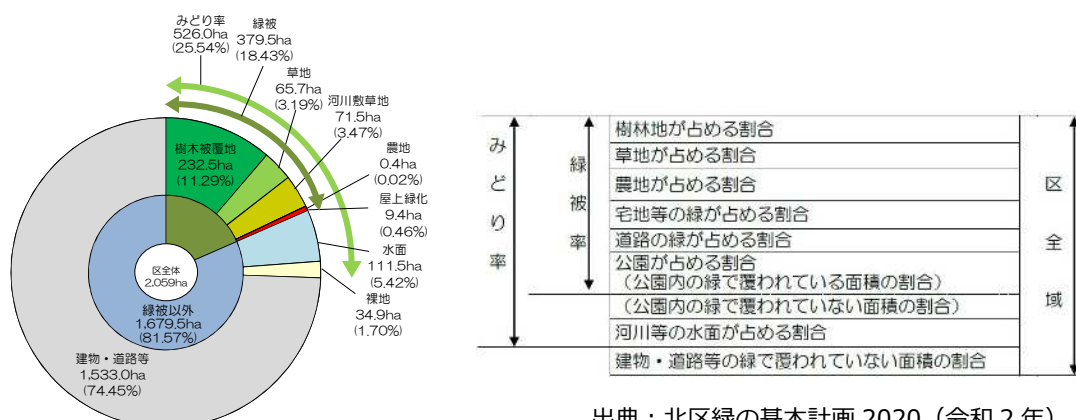
◆河川生物生息調査（ワンド調査の様子）



北区の緑被を見ると、平成 10 年から平成 25 年までは増加傾向でしたが、平成 30 (2018) 年に実施した緑被調査結果によれば、区の緑被面積は 379.51ha、緑被率は 18.43%となっており、前回の 2013 年調査時より若干の減少に転じました。集合住宅や都営住宅等の大規模な建替え工事等が主な要因と考えられています。

河川環境や水循環の保全については、平成 31 (2019) 年に荒川下流河川事務所 (国土交通省) の下で策定された「新河岸川流域水循環マスタープラン」等に基づき、国や東京都と連携して流域の総合治水対策に取り組むほか、地下水かん養の促進、区民が集う水辺環境の形成などの取組みを推進しています。

◆緑被の内訳



出典：北区緑の基本計画 2020 (令和 2 年)

(7) 2 課題

私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。生きものの生育・生息環境でもある北区の緑の骨格を形成している崖地樹林や河川敷、屋敷林や雑木林等の既存緑地を保全し、市街地に残されている大切な緑を将来にわたって保全していくことが必要です。

区内の生物多様性の各種モニタリングの継続的な実施や関係団体の連携によるデータの収集・発信等の体制整備のほか、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となる外来生物対策に引き続き、取り組んでいく必要があります。

また、都市化等に伴う流域の地下浸透・涵養機能の低下等により、河川等の平常時の流量が減少し、その水質や水生生物等の生育・生息環境が失われる恐れがあるほか、短時間豪雨による都市型水害への対策を推進していく必要があります。

(7) 3 成果指標

項目	目標値	現状値 (要更新)	
		数値	年度
緑被率 (50 m ² 以上)	%	18.43	H30
区内で確認した植物/鳥類/魚類の種類	種	1,034/61/30	R2 [※]
湧水地点数	地点	13	R2

※植物のみ、H30 (5 年に 1 度の「緑の実態調査」) の数値

(7) 4 北区の取組み

1 地域に密着した緑の保全

樹林や樹木は、市街地の貴重な緑であり、生きものに質の高い生息地（ハビタット）を提供しているため、継続して保全していきます。また民有地にある良好な樹林や樹木、生垣は保護指定し、地域の緑として保全に努めます。

崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、安全性に配慮しながら、既存の樹林地の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進し、親しみのある崖線のみどりの継承を図るとともに、樹木の適正管理などの安全対策を行います。

2 生物多様性の保全と回復

区内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑の創出・管理を促進します。

また、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを区民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

さらに、「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止に努めます。

3 水辺環境・水循環の保全

雨水の地下浸透を促進させることで、集中豪雨などにより短期間で下水道や河川が増水することで生じる都市型水害の被害軽減および湧水の水量や水循環の保全を図ります。

また、河川や湧水地などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めるとともに、区民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を推進します。

(7) 5 区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. 公園や水辺空間、湧水地の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加する。
2. 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図る。
3. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
4. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深める
5. 住宅などの新築や改築の際、雨水浸透施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など設置した施設の定期的なメンテナンスを行う。

事業者が実施する5つの取組み

1. 区や地域のコミュニティと協働して、地域の環境保全活動に取り組む。
2. 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図る。
3. 動植物の生息状況などに関する調査や情報提供に協力する。
4. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深める。
5. 事業所などの新築や改築の際、雨水浸透施設の設置に努める。

基本施策（8）

質の高い緑の創出と活用

（8） 1 現状

緑は、私たちの生活に豊かさやうるおいを与えるとともに、大気の浄化や二酸化炭素の吸収による地球環境への寄与、ヒートアイランド現象の抑制や災害時の防災機能など、快適で安全・安心な都市環境への寄与等、多様な機能を有しています。

北区では、「東京都北区みどりの条例（昭和61年4月施行）」に基づき、樹木や樹林、生け垣の保護、緑化計画書の認定による緑化の推進など、公共施設や民間施設をはじめとした、まちなかの緑の保全・創出を、区民や事業者との連携により進めてきました。

◆緑化計画書による緑化の実績（要更新）

面積：単位㎡

年度	民間			公共			合計		
	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積
28	142,760	81	17,824	91,529	14	8,770	234,289	95	26,594
29	126,137	60	16,628	68,442	15	11,512	194,579	75	28,140
30	180,462	73	21,029	87,780	14	19,260	268,242	87	40,289
元	165,895	71	19,653	41,615	7	13,476	207,510	78	33,129
2	109,570	58	14,241	36,184	13	6,284	145,754	71	20,525

出典：北区の環境（令和2年度）

令和3（2021）年3月には、「北区公園総合整備構想」を策定し、「魅力ある公園づくり」の視点から「整備」「管理」「運営」を踏まえた公園づくりを推進しており、区民参画として公園の計画策定段階からのワークショップを開催するなど、地域の特性を生かした身近に親しめる公園づくりを行っています。



清水坂公園



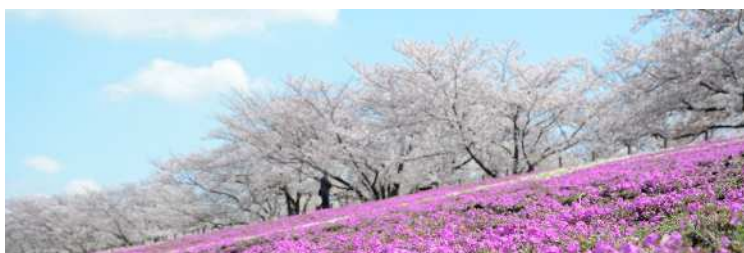
飛鳥山（アスカルゴ）



音無親水公園



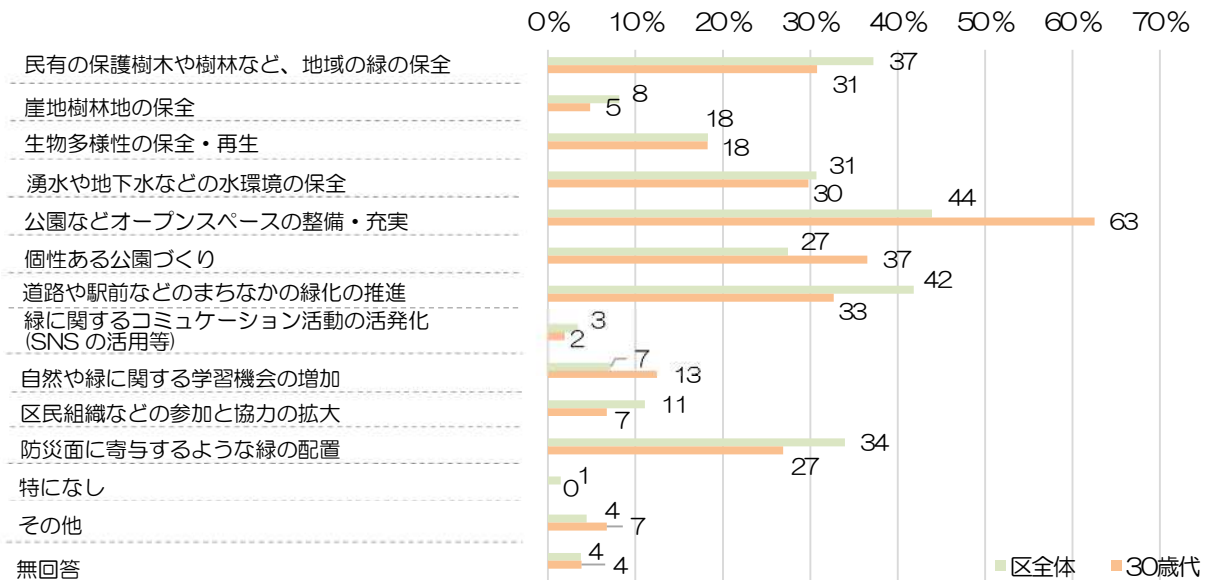
浮間公園



赤羽桜堤緑地

自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取組みについてのアンケート結果では、「公園などオープンスペースの整備・充実」、「道路や駅前などまちなかの緑化の推進」、「地域の緑の保全」に次いで、「防災面に寄与するような緑の配置」が比較的高い割合を占めていました。また、特に小学生以下の子どもをもつ割合が高い30歳代では、「公園などオープンスペースの整備・充実」の割合が全体の6割以上を占めています。

◆緑に関して区が優先して取り組むべき施策についてのアンケート



出典：北区緑の基本計画 2020（令和2年）

(8) 2 課題

区民1人あたりの公園面積は近年増加傾向にあるものの、公園の分布が地域によって偏在していること、また区民の公園に対するニーズも多様化していることから、緑の量だけでなく、地域の特徴をふまえ、魅力を実感できる質の高い緑づくりが求められています。

さらに、まちなかの緑化や公園・緑地等オープンスペースの確保などは、水辺環境の保全とあわせて、気候変動や自然災害への対応、環境学習やレクリエーション、健康増進といった豊かな生活空間の形成に寄与するグリーンインフラの活用という考え方にに基づき、より一層推進していく必要があります。

(8) 3 成果指標

項目		目標値	現状値 (要更新)	
			数値	年度
区民1人あたりの公園面積	m ²		2.92	R3
区民・事業者による新たな緑化面積	m ²		20,525	R2
緑や自然環境の豊かさに対する区民満足度	%		38.9	R1

(8) 4 北区の取組み

1 公園・緑地の整備・維持管理

公園等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、公園・緑地の機能や個性を引き出しながら地域の魅力を高めていく管理と運営などを促進し、誰もが安全で安心した利用を続けられるよう適正な維持管理に努めます。

2 まちなかの緑化推進

区民の生活に豊かさやうるおいを与える、自然豊かなまちなみの形成を図ります。

また、公共施設の緑化をはじめ、生垣造成や屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化などによる民有地の緑化を促進するため、これらの緑化活動を支援する各種助成制度をより積極的に広報し、拡大に努めます。

3 区民とともにある緑の活用

スポーツやレクリエーションの場、自然や生きものたちとのふれあいの場、地震や火災、風水害に対する防災機能など、緑の持つ多様な機能に着目しながら、より多くの人々が自然とふれあい、楽しめるような緑づくりと活用を進めていきます。

緑への関心を高めるため、緑に関する情報を発信するとともに、区民相互の情報交換の活発化を図ります。

また、緑を活用したイベントや環境学習講座の継続、更なる充実に取り組み、緑について楽しみながら学べる機会をつくります。

(8) 5 区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. 地域の公園等の維持管理に協力し、快適に過ごせるようにする。
2. 自宅で花やみどりを育てる、生垣をつくるなど、まちなかのみどりを増やす。
3. みどりに関するボランティア活動に参加する。
4. 住宅の建築や家具購入の際、木材の積極的利用に努める。
5. 自然観察会やみどりに関する体験型学習イベントなどに参加する。

事業者が実施する5つの取組み

1. 地域の公園等の維持管理に協力し、快適に過ごせるようにする。
2. 敷地内や屋上にて花やみどりを育てる、生垣をつくるなど、まちなかのみどりを増やす。
3. 一定規模以上の開発・建築時には、緑化基準等に基づき、敷地の緑化を行う。
4. 建物の建築や備品調達の際、木材の積極的利用に努める。
5. 自然観察会やみどりに関する体験型学習イベントなどに従業員の積極的な参加を促す。

北区が大切にしている緑の役割

緑は、北区をより住みやすくするまちづくりにおいて、重要な役割を果たしており、「北区緑の基本計画 2020」では、緑の持つ役割を以下の6つの観点から整理しています。

北区の暮らしをより豊かにしていく、グリーンインフラとしての多面的価値を区民が享受できるように、「緑を保全する施策」、「緑を創出する施策」、「緑とのふれあいの場と機会を広げる施策」を効果的に展開していきます。

①地球環境保全

- 樹木は、日差しを遮ったり、風を弱めるなど、気象を人にやさしい状態に緩和・調節します。
- 地球温暖化やヒートアイランド現象*など、気候変動に影響を与える二酸化炭素を吸収し、気温を下げる効果があります。
- 大気の浄化や防塵など、快適な生活環境を形成します。
- 海や河川から蒸発した水は、上空で冷やされ雲を形成し、雨や雪となり地上に戻ります。土壌は雨水を地下水として涵養したり、河川の水質や水量を安定させるなど、水循環を助けます。

②生物多様性保全

- 動植物が生息・生育・繁殖する環境を提供し、豊かな生態系を育みます。
- 豊富な樹種や高さの異なる樹木といった緑の多様性は、生物多様性の確保に寄与します。
- ネットワーク状につながった緑は、野生生物に食べものや隠れ場所など生息環境を備えた生息地（ハビタット）を提供します。

③レクリエーション

- 自然や生きものとのふれあいや散策、休養を通じて、人々にやすらぎをもたらし、心身のリフレッシュにより健康を増進する効果があります。
- スポーツなどのレクリエーションを楽しむ場となります。
- 人々に花や緑を育てる楽しさを与えてくれます。

④景観形成

- 河川敷草地や崖地樹林といった豊かな緑や大径木などは、地域の魅力を引き立て、まちにうるおいを与えます。
- 公園や社寺林など、歴史や文化と結びついた緑は、地域のシンボルとなります。
- 公共施設や集合住宅などの建築物の緑化や、一般家庭などの身近な緑を創出することで、やすらぎある景観をつくれます。

⑤防災

- 災害発生時、緑地や防災施設を設置した公園などのオープンスペースは、区民の避難場所、救援・援助活動の拠点となり、また、街路樹や生垣の道路植栽は延焼を遅らせ、避難経路になります。
- 樹林地や緑地といった豊かな緑は、雨水の貯留機能があり、集中豪雨などによる都市型水害や土砂崩れなどに対して減災機能を持ちます。

⑥コミュニケーション

- 地域で緑を育てることを通じ、いきいきとした地域コミュニティ形成の一助となります。
- 緑を通じて区民、事業者、区の協力関係を築くことができます。
- 自然や生きものなどについて、体験を通じた学ぶ機会を得ることができ、緑の役割や重要性を理解し、実践できる場となります。

出典：北区緑の基本計画 2020（令和2年）

基本目標

5

環境活動の楽しさを未来に伝えるまち

基本方針

今日の環境問題を解決するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割を実践し、力を発揮することで、環境に貢献できる仕組みづくりが必要です。

北区は、「北区環境大学」をはじめとする環境学習事業により、持続可能な社会の担い手としてのづくり、活動できる地域づくりを推進し、区民や事業者の環境に関する意識向上や行動の促進を図るための情報整備・情報提供を行ってきました。

今後は、これまでの取組みをさらに充実させるとともに、コロナ禍から回復しようとしている社会において、環境負荷の少ない持続可能な活動や経営に取り組む区民や事業者を支援するほか、環境に関する取組みの裾野が広がるよう、地域の多様な主体がつながるコミュニティの醸成を図ります。

これらの取組みによって、区民の一人ひとりが環境について主体的に考え、行動するまちづくりを目指します。さらに、いつまでも暮らしやすく住み続けたいと思えるまちの環境形成に、自分たちが関わっているという誇らしさ、楽しさを実感できるまちづくりを目指します。

基本施策

(9) 環境に配慮した行動の実践

- ① 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換
- ② 環境経営の推進

(10) 環境教育・環境学習の推進

- ① 学校における環境教育の充実
- ② 地域における環境学習機会の拡充

(11) パートナーシップによる環境活動の推進

- ① パートナーシップによる環境保全活動の充実
- ② 環境に関する情報受発信の充実

主に関連する SDGs の目標・関連施策



基本目標5では、あらゆる施策・取組みと関連する、包括的な視点で施策を展開します

基本施策 (9)

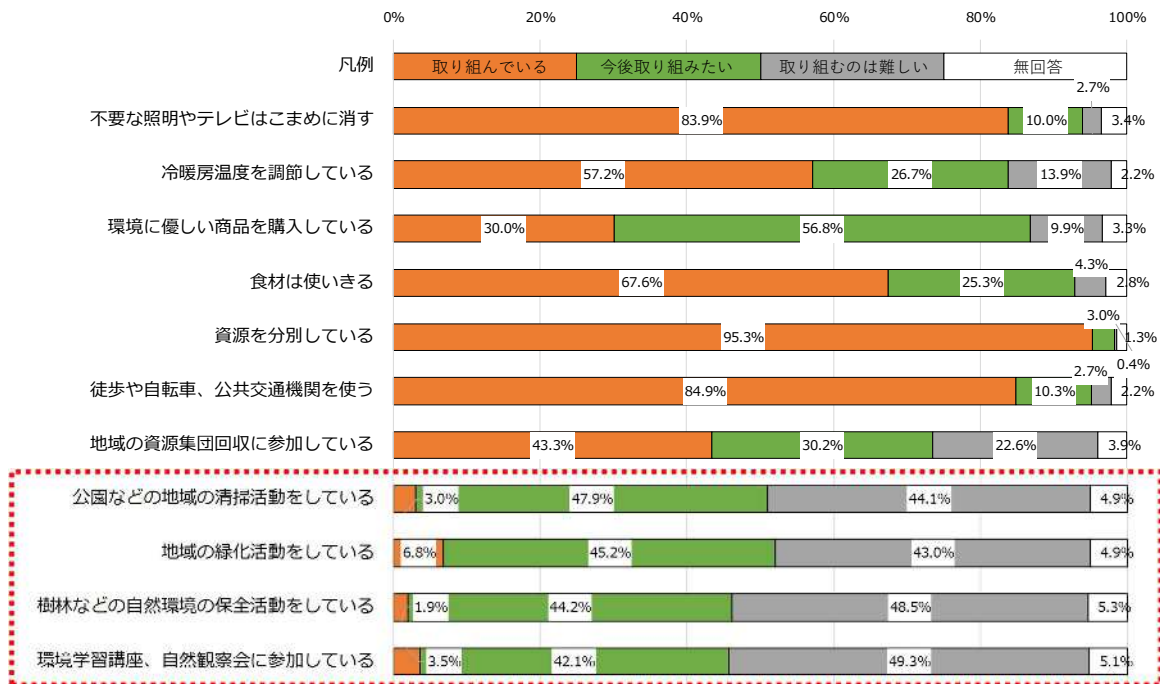
環境に配慮した行動の実践

(9) 1 現状

地球温暖化や気候変動をはじめ、生物多様性の保全や廃棄物や都市・生活型公害の問題など、身近なものから地球規模に至るものまで、様々なレベルで環境問題が顕在化しています。これらの問題は家庭での日常生活や事業所等での業務活動に起因するものも多く、解決のためには、私たち一人ひとりが環境に配慮したライフスタイル・ワークスタイルへの転換と定着を図って行く必要があります

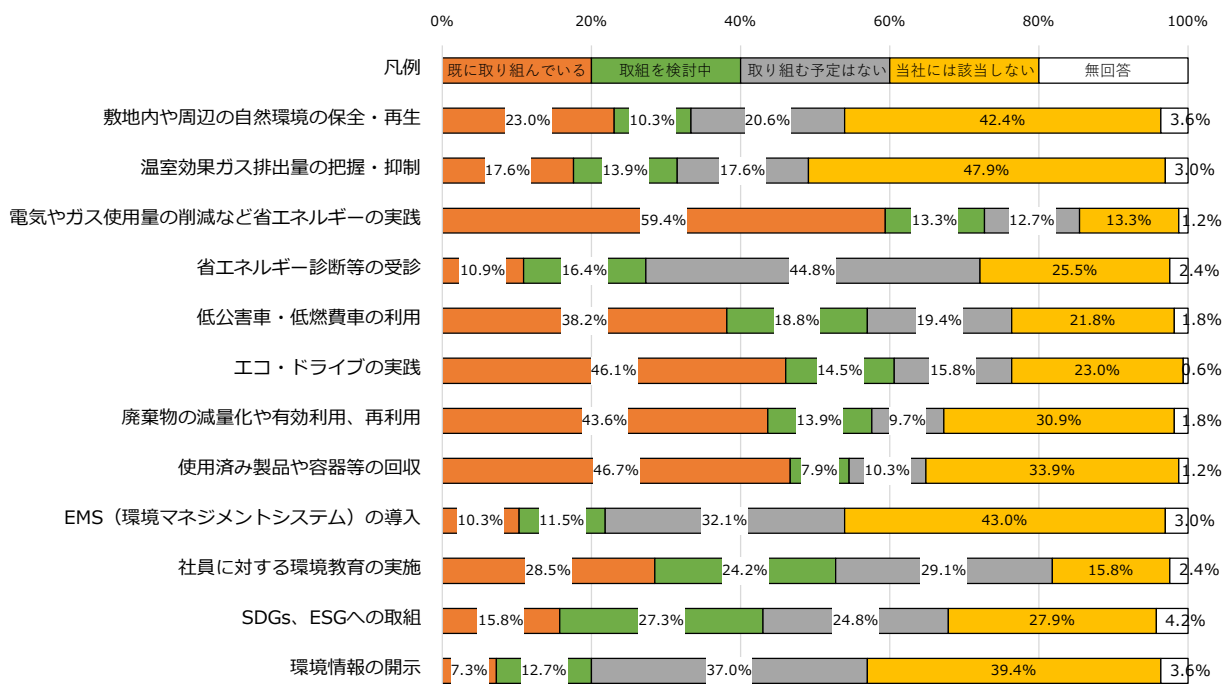
普段取り組んでいる環境活動について区民へ意識調査を行ったところ、日常的な省エネ行動や資源の分別活動は、習慣として定着しており、また、今後の取組意欲も高い傾向がみられますが、地域活動や環境学習講座・自然観察会などへの参加率は1割以下となっています。

◆環境活動の取組み状況（区民）



また、事業所の環境活動についての調査では、実施率が高かったのは省エネルギーやエコ・ドライブの実践、使用済み製品や容器等の回収、廃棄物の減量化や有効利用などで4割以上の事業者で取り組まれています。今後取り組むことを検討している項目としては、低公害車等の利用、社員に対する環境教育の実施、SDGs・ESGへの取組みなどがあり、一方で、省エネルギー診断等の受診や環境情報の開示、ISO14001やエコアクション21等のEMS（環境マネジメントシステム）の導入などは、取り組む予定がないとする事業者の割合が多いという結果となりました。

◆環境活動の取組み状況（事業所）



地球温暖化対策となる温室効果ガスの排出削減をはじめ、環境への負荷を減らしていくためには、これまで環境活動に参加していなかった区民や事業者にも関心をもってもらうことが必要です。

衣・食・住・移動など、私たちが普段の生活の中で消費する製品・サービスのライフサイクル（製造、流通、使用、廃棄等の各段階）において生ずる温室効果ガスが、我が国のCO2排出量の約6割を占めていることから、日々の生活の中で少しの工夫を積み重ねていくことが重要です。こうした背景のもと、環境省では、「COOL CHOICE」として、環境に配慮した商品やサービス、ライフスタイルを「賢く選択」していこうという取組みを推進しています。

（9）2 課題

地域の環境活動や環境学習事業への参加については、時間的な制約のほか、そもそも活動があることを知らないという背景があり、より興味をひきつける情報発信の工夫や、参加したくなるようなコンテンツの企画・実施が必要です。

また、事業者においては、これまでの環境活動に対する手間やコストに対する懸念を払拭し、昨今の社会的要請を踏まえた環境経営へ転換する必要性を伝えていくことが重要です。

さらに、環境活動の輪を広げていくためには、実践例や取組みの具体的な効果についてわかりやすく紹介していくとともに、区民や事業者等の取組みや功績が評価されるような仕組みづくりが必要です。

(9) 3 成果指標

項目		目標値	現状値 (要更新)	
			数値	年度
区民の地域の 環境活動への 取り組み率	清掃活動	%	3.0	R3
	緑化活動		6.8	R3
	環境学習事業等 への参加		3.5	R3
EMSを導入している事業者数		社	34	R3

(9) 4 北区の取組み

1 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、取組みの実践例や効果・メリットなど、区民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、区民・事業者の環境に配慮した活動に対する表彰制度や認定制度などの支援を行います。

2 環境経営の推進

ISO やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証の取得支援のほか、ごみの減量やリサイクル、省エネ等に取り組む事業者や、環境に配慮した商品やサービスの提供・開発を行う事業者などを応援する仕組みづくりを行います。

北区も区内における大規模事業者として、事務事業のさらなる環境配慮や効率化など、区内事業者の模範となるよう、「環境経営方針」に基づき、率先して環境経営に努めます。

(9) 5 区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. 省エネやごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した生活や行動を心がける。
2. 環境に配慮した商品やサービスを積極的に選択する。
3. 環境に配慮した取組みの実践例や効果・メリットについて、情報を収集する。
4. 日頃から行っている環境に配慮した取組みの効果や体験を周囲と共有する。
5. 豊かさの価値観を見直し、環境に配慮した行動が健康で心豊かな生活につながることを認識する。

事業者が実施する5つの取組み

1. 省エネやごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した事業活動を心がける。
2. 環境に配慮した商品の開発やサービスの展開、環境マネジメントシステムの導入に努める。
3. 環境に配慮した取組みの実践例や効果・メリットについて、情報を収集する。
4. 日頃から行っている環境に配慮した取組みの効果や体験を事業のPRにつなげる。
5. 環境に配慮した行動が健康で心豊かな生活につながるという価値観を提供する。

COOL CHOICE

脱炭素社会の実現には一人ひとりのライフスタイルの転換が重要であるとして、環境省では「COOL CHOICE」運動を推進しており、「ゼロカーボンアクション30」を紹介しています。

暮らしを脱炭素化することで、快適やおトクといったメリットにつながることもあります。できることから一つずつ、取り組んでみましょう。

<p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見えり化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない交通手段を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 30 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴみの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを!</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ



出典：環境省ウェブサイト (<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice>)

基本施策（10）

環境教育・環境学習の推進

(10) 1 現状

北区では、「北区環境大学」事業として、環境問題を自ら考え行動する力を養うことを目的とした講座を、幼児とその家族、小学生、中高生、社会人・大学生など、それぞれの年代に応じて開催しているほか、「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」では、区民のみどりへの関心高揚を目的とした園芸や自然に関する講座、「自然ふれあい情報館」では、区民が楽しみながら自然環境への理解を深めるための講座を開催しています。

また、子どもの頃から環境に関心を持ち、地球にやさしい生活を心がけることが習慣化できるよう、「北区 eco かるた」を活用したかるた遊びなどを行う「省エネ道場」や、夏休みの間に日常生活での省エネルギーやリサイクルなどをチェックする取組みが行われています。

資源循環に関する学びの機会としては、リサイクル施設などの見学を行う「エコエコツアー」、清掃車の試乗やごみの分別クイズなどを行う、小学校等への出張講座などを開催しています。



自然ふれあい情報館（清水坂公園内）



みどりと環境の情報館（エコベルデ）



省エネ道場でのかるた遊び

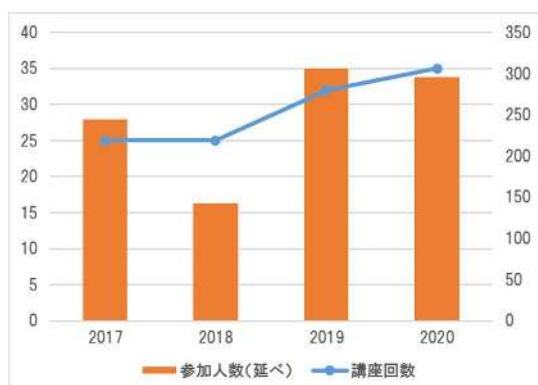


ごみと資源の環境学習

このほか、地域において環境活動や環境教育を実践し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成する「環境学習リーダー養成講座」、中高生を対象にした「ジュニア環境リーダー養成講座」を実施しています。

◆「環境リーダー養成講座」

講座開催数と参加者数の推移 及び 講座の様子



活動のための基礎知識や、
環境ボランティアとしての
心がまえ等を学ぶ、
「スタンダードコース」



分野別に、活動のための
専門知識を学ぶ
「フォローアップコース」

学校における環境教育としては、「北区教育ビジョン 2020」（令和 2 年 3 月）において、特色ある教育活動の 1 つとして「環境教育の推進」を掲げ、「各教科や総合的な学習の時間等における環境についての学習を通して、環境や環境問題に関心・知識をもち、環境への責任ある行動を自主的にとることのできる児童・生徒を育成する」としています。

各学校の現場では、植物やペットボトル、廃材などを利用した工作、滝野川ごぼうの栽培を通じた地域文化の学習、校内ビオトープの管理、SDGs の目標に関する調べ学習など、児童・生徒の意欲・関心を高めるさまざまな環境教育が行われています。

また、2019（令和元）年に文部科学省から打ち出された「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現」を目指す「GIGA スクール構想」に基づき、北区でも学習用端末の整備をはじめとした、学校教育の ICT 化を推進しています。ICT 活用の特性を活かし、情報の収集や蓄積、共有の効率化により、教材のペーパーレスや表現方法の多様化、児童・生徒の主体性や学習意欲の向上を図っており、今後も環境教育へのさらなる活用が期待されます。

(10) 2 課題

将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実が重要です。

これまで以上に区民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かす取組みが求められることから、より多くの区民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人までが気軽に参加できるプログラムの構築と、学んだ知識を実践する活躍の場の充実と拡大が求められています。

また、情報化が加速度的に進む Society5.0[※]時代に向けて ICT 化が進む、学校教育とのさらなる連携が必要です。

※狩猟社会（Society1.0）農耕社会（Society2.0）工業社会（Society3.0）情報社会（Society4.0）に続く新たな社会。

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立させることを目指す。

(10) 3 成果指標

項目		目標値	現状値 (要更新)	
			数値	年度
環境学習講座の延べ参加者数 [※]	人		460	R2
環境リーダー養成講座の延べ参加者数	人		296	R2
外部人材を活用した環境学習実施校(園)の割合	%		(調査・集計中)	

※環境学習施設(自然ふれあい情報館、みどりと環境の情報館)における講座、省工ネ道場やごみと資源の環境学習などの講座への参加者数の合算値。

(10) 4 北区の実践

1 学校における環境教育の充実

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、なお一層の充実を図るため、学習用端末などのICTを活用しながら、身近な環境問題やSDGs、気候変動問題などに関する教育の取組みを推進します。

また、環境教育に関して、専門家のほか、民間の環境活動団体や事業者、環境リーダーなどの地域の人材を積極的に活用します。

2 地域における環境学習機会の拡充

環境リーダー養成講座等により、地域で活躍する環境活動・環境教育の担い手を育成するとともに、環境リーダーが活躍する場や機会の創出を行います。

幅広い世代の区民が参加できる環境学習の機会の拡充を図るため、より一層興味を引き付ける企画の立案や、ICTを活用した情報発信や気軽に参加しやすくなる工夫を行い、環境活動の裾野の拡大を目指します。

(10) 5 区民・事業者の実践

区民が実施する5つの取組み

1. 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に参加する。
2. 環境に関する講座に積極的に参加する。
3. 書籍やホームページなどを活用して、自主的に環境学習に取り組む。
4. 環境学習で得たことを、日常生活における環境配慮行動に活かす。
5. 自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境保全活動に貢献する。

事業者が実施する5つの取組み

1. 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的な協力を行う。
2. 体験型のプログラム提供など、環境に関する講座に積極的な協力を行う。
3. 環境に配慮した事業活動に関する研修や勉強会等を開催し、従業員の環境意識向上を図る。
4. 研修や勉強会等で得た知識や技術を、環境に配慮した商品開発やサービスの提供につなげる。
5. 事業者同士で活動のノウハウを共有するなどして、地域のネットワークづくりにつなげる。

基本施策（11）

パートナーシップによる環境活動の推進

（11） 1 現状

「活力あふれる持続可能な北区」を未来へとつないでいくためには、区や区民、事業者、民間団体等、さまざまな立場にあるあらゆる主体同士が連携した取組みを行うことが重要です。

北区では、「地域のきずなづくり推進プロジェクト」として、地域への愛着や関心を深めるきっかけづくり、町会・自治会活動の活性化、地域のさまざまな活動団体同士が連携する仕組みづくりなど、区民との協働による地域づくりを推進しています。

また、令和6年に一新される一万円札の肖像に、北区にゆかりのある渋沢栄一翁が選定されたことを受けて、「東京北区渋沢栄一プロジェクト」を立ち上げました。渋沢翁の功績を広める事業や渋沢翁にちなんだ商品の開発を行う事業者等への助成をはじめとした、北区の知名度・イメージの向上や地域社会の活性化につなげる事業を官民連携で実施しています。

◆東京北区渋沢栄一プロジェクト



環境保全等に係る施策については、環境美化や緑化等に関するボランティア制度、協定・モデル地区制度等を運用し、地域コミュニティを基盤とした区民等の活動を支援しているほか、地域やさまざまな民間団体、事業者等がネットワークをつくりながら協働している事業として、「北区環境展」を毎年区内の学校で開催しており、展示や体験を通して、子どもたちが自然や環境について楽しく学ぶ機会となっています。

◆北区環境展



◆美化ボランティアによる活動 (花のあるまち推進事業)



平成27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けては、環境分野の取組みだけでなく、経済面や社会面の多岐にわたる課題解決が必要です。そのためには、国家レベルだけでなく、他自治体を含めたあらゆるステークホルダーが連携して行動することが求められています。

環境のほか観光・産業・福祉・教育等、多方面において、国や東京都、周辺自治体と連携・協力した取組みのほか、「特別区全国連携プロジェクト」など、地域活性化と相互発展を目指して、友好都市をはじめとした全国の自治体、さらには国外都市との交流を推進しています。

各主体同士のパートナーシップを強化していくためには、それぞれのニーズに応じた情報提供や情報の共有が不可欠です。

北区では、区内の環境の現状や環境に関する施策の進捗状況を毎年「北区の環境」として取りまとめて公開しているほか、区役所として環境経営に取り組んでいる成果を毎年「環境活動レポート」として取りまとめて公開しています。そのほか、北区ホームページや北区ニュースなどの広報媒体により、各種助成制度や環境学習講座などさまざまな環境情報の提供を行っています。



(11) 2 課題

地球温暖化対策をはじめとした環境問題の解決や、さまざまな分野におけるSDGsの目標達成に向けて、区民・事業者・民間団体等あらゆる主体同士のパートナーシップや、国や東京都、他自治体と連携・協力した広域的な取組みが不可欠です。

そのため、「地域循環共生圏」の考え方に基づき、北区の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、地方とのつながりを基盤とした、地域の活力が最大限発揮されるまちづくりを推進する必要があります。

環境に対する区民等の意識向上に伴って、情報の種類や提供方法へのニーズが多様化しています。SNSなどのICTを活用しながら、いつでも誰でも、環境に関する情報をわかりやすいかたちで容易に入手できるようにすることが求められています。

また、情報の蓄積により、これまでの取組みが環境にどのような影響を及ぼしたかなどを把握し、本計画における成果指標や取組みの評価を行う際に有効活用することが必要です。

(11) 3 成果指標

項目		目標値 令和 12 (2030) 年度	現状値 (要更新)	
			数値	年度
区民及び事業者・団体と連携した環境に関する事業数 (年間)	回		6	R3
他自治体と連携した環境に関する事業数 (年間)	回		(調査・集計中)	
SNS による環境に関する情報発信の平均エンゲージメント数*	回		(調査・集計中)	

※記事や動画の投稿に対して視聴者が起こしたアクション数。「いいね」やリツイート、コメント、フォローなど。

(11) 4 北区の取組み

1 パートナーシップによる環境保全活動の充実

環境に関するボランティア活動や事業の各種制度について、改善や普及啓発を図り、地域における区民や事業者等の取組みを後押しします。また、環境学習施設や講座・イベントの機会等の活用により、地域で環境活動に取り組む産学官の多様な主体同士がつながり、情報や知識・スキルを共有することができる、コミュニティの醸成を図ります。

広域的な課題や、環境に関するビジネスモデルの構築や新技術の導入、インフラ整備など、東京都や特別区全体と連携して取り組むことが効果的な取組みについて、情報共有や意見交換、プラットフォームの構築など、連携をスムーズに進めるための仕組みづくりを行います。

さらに、友好都市をはじめとする地方の自治体と連携し、人材や再生可能エネルギー、森林など地域資源の相互活用を図ります。

2 環境に関する情報受発信の充実

地域に密着した環境関連の情報や、環境への取組み状況や成果について、メディアや SNS を含めたさまざまな媒体や ICT の活用により、効果的な発信を行います。

また、区民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを行います。

(11) 5 区民・事業者の取組み

区民が実施する 5 つの取組み

1. ボランティアなどの環境に関する協働事業に積極的に参加する。
2. 地域の環境問題に目を向け、区に意見の発信や提案を行う。
3. 区と関わりのある都市に関心を持ち、交流イベント等に参加する。
4. 環境に関心を持ち、情報キャッチを行う。
5. 区の魅力的な景観やスポットなどを発掘し、SNS 等を活用して広く発信する。

事業者が実施する 5 つの取組み

1. 地域の環境に資する区や区民等との協働事業を実施する。
2. 地域の環境問題に目を向け、区に意見の発信や提案を行う。
3. 事業活動を通して地域及び地域外との多様な関わりを創出する。
4. 環境に関心を持ち、情報キャッチを行う。
5. 事業活動と関連する環境に配慮した取組みを、SNS 等で広く発信する。